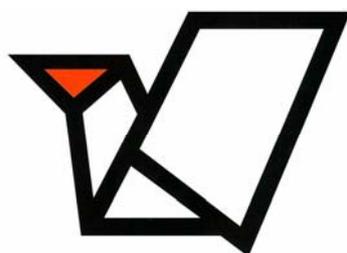


令和元年
神奈川県後期高齢者医療広域連合議会
第2回定例会



令和元年8月28日

神奈川県後期高齢者医療広域連合

令和元年神奈川県後期高齢者医療広域連合議会

第2回定例会 目次

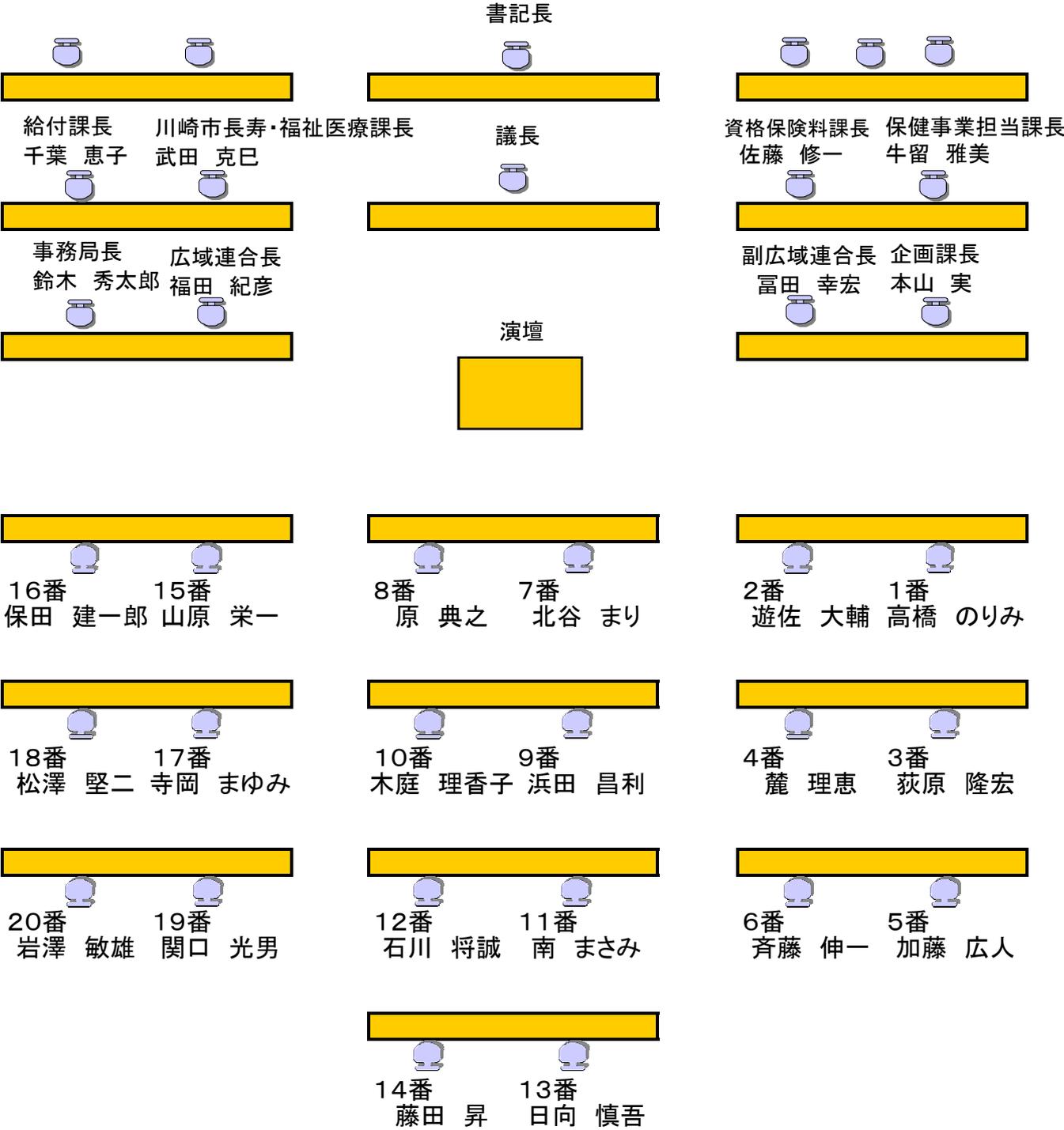
	資料番号	ページ 番号
1 議会議員名簿	資料1	1
2 議席表	資料2	3
3 諸般の報告 例月現金出納検査（平成30年12月分～令和元年5月分）の結果について	資料3	5
4 議案	議案番号	
議案第6号 地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について	議案第6号	13
議案第7号 令和元年度神奈川県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算（第1号）について	議案第7号	45
認定第1号 平成30年度神奈川県後期高齢者医療広域連合一般会計歳入歳出決算認定について	認定第1号	57
認定第2号 平成30年度神奈川県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について	認定第2号	77

神奈川県後期高齢者医療広域連合議会議員名簿

令和元年8月15日現在

氏名	市町村名	氏名	市町村名
たかはし のりみ 高橋 のりみ	横浜市	みなみ まさみ 南 まさみ	横須賀市
ゆさ だいすけ 遊佐 大輔	横浜市	いしかわ まさのぶ 石川 将誠	相模原市
おぎわら たかひろ 荻原 隆宏	横浜市	ひなた しんご 日向 慎吾	鎌倉市
ふもと りえ 麓 理恵	横浜市	ふじた のぼる 藤田 昇	三浦市
かとう ひろと 加藤 広人	横浜市	やまはら えいかず 山原 栄一	平塚市
さいとう しんいち 斉藤 伸一	横浜市	ほだ けんいちろう 保田 建一郎	南足柄市
きたたに まり 北谷 まり	横浜市	てらおか まゆみ 寺岡 まゆみ	厚木市
はら のりゆき 原 典之	川崎市	まつざわ けんじ 松澤 堅二	綾瀬市
はまだ まさとし 浜田 昌利	川崎市	せきぐち みつお 関口 光男	寒川町
こば りかこ 木庭 理香子	川崎市	いわさわ としお 岩澤 敏雄	清川村

議席表



諸報告

例月現金出納検査の結果について

検査の対象	検査の期日	検査の結果報告
平成30年12月分	平成31年2月26日	別紙1
平成31年1月分	平成31年3月28日	別紙2
平成31年2月分	平成31年4月26日	別紙3
平成31年3月分	令和元年5月27日	別紙4
平成31年4月分	令和元年6月27日	別紙5
令和元年5月分	令和元年7月25日	別紙6

検査の結果報告は別紙のとおり



30 神広監第 43 号
平成 31 年 2 月 26 日

神奈川県後期高齢者医療広域連合議会
議長 かわの 忠正 様

神奈川県後期高齢者医療広域連合

監査委員 諫山 明子

監査委員 渡邊 忠則



例月現金出納検査の結果について（報告）

地方自治法第 292 条において準用する同法第 235 条の 2 第 1 項の規定に基づく検査を執行したので、同法第 292 条において準用する同法第 235 条の 2 第 3 項の規定により、その結果を次のとおり報告する。

- 1 検査の期日
平成 31 年 2 月 26 日
- 2 検査の対象
平成 30 年 12 月分の現金出納状況
- 3 検査の結果
収支月計表のその他の帳簿類と照合した結果、正確であり、また、出納事務についても適正と認められた。



30 神広監第 47 号
平成 31 年 3 月 28 日

神奈川県後期高齢者医療広域連合議会
議長 かわの 忠正 様

神奈川県後期高齢者医療広域連合

監査委員 諫山 明子

監査委員 渡邊 忠則



例月現金出納検査の結果について（報告）

地方自治法第 292 条において準用する同法第 235 条の 2 第 1 項の規定に基づく検査を執行したので、同法第 292 条において準用する同法第 235 条の 2 第 3 項の規定により、その結果を次のとおり報告する。

- 1 検査の期日
平成 31 年 3 月 28 日
- 2 検査の対象
平成 31 年 1 月分の現金出納状況
- 3 検査の結果
収支月計表のその他の帳簿類と照合した結果、正確であり、また、出納事務についても適正と認められた。



31 神広監第8号
平成31年4月26日

神奈川県後期高齢者医療広域連合議会
議長 かわの 忠正 様

神奈川県後期高齢者医療広域連合

監査委員 松井 宣之

監査委員 渡邊 忠則



例月現金出納検査の結果について（報告）

地方自治法第292条において準用する同法第235条の2第1項の規定に基づく検査を執行したので、同法第292条において準用する同法第235条の2第3項の規定により、その結果を次のとおり報告する。

- 1 検査の期日
平成31年4月26日
- 2 検査の対象
平成31年2月分の現金出納状況
- 3 検査の結果
収支月計表のその他の帳簿類と照合した結果、正確であり、また、出納事務についても適正と認められた。



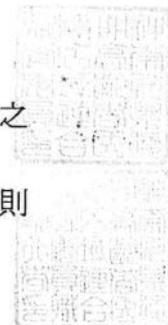
31 神広監第 10 号
令和元年 5 月 27 日

神奈川県後期高齢者医療広域連合議会議長 様

神奈川県後期高齢者医療広域連合

監査委員 松井 宣之

監査委員職務執行者 渡邊 忠則



例月現金出納検査の結果について（報告）

地方自治法第 292 条において準用する同法第 235 条の 2 第 1 項の規定に基づく検査を執行したので、同法第 292 条において準用する同法第 235 条の 2 第 3 項の規定により、その結果を次のとおり報告する。

- 1 検査の期日
令和元年 5 月 27 日
- 2 検査の対象
平成 31 年 3 月分の現金出納状況
- 3 検査の結果
収支月計表のその他の帳簿類と照合した結果、正確であり、また、出納事務についても適正と認められた。



31 神広監第 14 号
令和元年 6 月 27 日

神奈川県後期高齢者医療広域連合議会議長 様

神奈川県後期高齢者医療広域連合

監査委員 松井 宣之

監査委員職務執行者 渡邊 忠則



例月現金出納検査の結果について（報告）

地方自治法第 292 条において準用する同法第 235 条の 2 第 1 項の規定に基づく検査を執行したので、同法第 292 条において準用する同法第 235 条の 2 第 3 項の規定により、その結果を次のとおり報告する。

- 1 検査の期日
令和元年 6 月 27 日
- 2 検査の対象
平成 31 年 4 月分の現金出納状況
- 3 検査の結果
収支月計表のその他の帳簿類と照合した結果、正確であり、また、出納事務についても適正と認められた。



31 神広監第 19 号
令和元年 7 月 25 日

神奈川県後期高齢者医療広域連合議会議長 様

神奈川県後期高齢者医療広域連合

監査委員 松井 宣之

監査委員職務執行者 渡邊 忠則



例月現金出納検査の結果について (報告)

地方自治法第 292 条において準用する同法第 235 条の 2 第 1 項の規定に基づく検査を執行したので、同法第 292 条において準用する同法第 235 条の 2 第 3 項の規定により、その結果を次のとおり報告する。

- 1 検査の期日
令和元年 7 月 25 日
- 2 検査の対象
令和元年 5 月分の現金出納状況
- 3 検査の結果
収支月計表のその他の帳簿類と照合した結果、正確であり、また、出納事務についても適正と認められた。

議案第6号

地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行
に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について

地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係
条例の整備に関する条例を別紙のとおり定める。

令和元年8月28日 提出

神奈川県後期高齢者医療広域連合長 福田 紀彦

(提案理由)

地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴い、会
計年度任用職員制度を創設し、任用及び服務規律等の整備を図ることを
目的に、関係条例において所要の改正を行うため、この条例案を提出す
る。

地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行
に伴う関係条例の整備に関する条例

(神奈川県後期高齢者医療広域連合一般職非常勤職員の任用、勤務条件等に関する条例の一部改正)

第1条 神奈川県後期高齢者医療広域連合一般職非常勤職員の任用、勤務条件等に関する条例の一部を次のように改正する。

題名中「一般職非常勤職員」を「短時間勤務会計年度任用職員」に改める。

第1条中「第203条の2第4項及び」を「第203条の2第5項及び」に、「地公法」を「法」に、「一般職非常勤職員の任用、勤務条件等に関し必要な事項を定めるものとする。」を「法第22条の2第1項第1号に規定する会計年度任用職員（以下「短時間勤務会計年度任用職員」という。）の任用、勤務条件、給与及び費用弁償等について定めるものとする。」に改める。

第2条を削る。

第3条中「一般職非常勤職員」を「短時間勤務会計年度任用職員」に改め、同条を第2条とする。

第4条中「一般職非常勤職員」を「短時間勤務会計年度任用職員」に改め、同条を第3条とする。

第5条第1項から第3項までの規定中「一般職非常勤職員」を「短時間勤務会計年度任用職員」に改め、同条を第4条とする。

第6条中「一般職非常勤職員」を「短時間勤務会計年度任用職員」に改め、同条を第5条とする。

第7条第1項及び第2項中「一般職非常勤職員」を「短時間勤務会計年度任用職員」に改め、同条を第6条とする。

第8条中「一般職非常勤職員」を「短時間勤務会計年度任用職員」に改め、同条を第7条とし、第9条を第8条とする。

第10条中「一般職非常勤職員」を「短時間勤務会計年度任用職員」に改め、同条を第9条とする。

第11条中「一般職非常勤職員」を「短時間勤務会計年度任用職員」に改め、同条を第10条とする。

第12条中「一般職非常勤職員」を「短時間勤務会計年度任用職員」に改め、同条を第11条とし、同条の次に次の1条を加える。

(短時間勤務会計年度任用職員の給与)

第12条 第1条の給与とは、報酬及び期末手当をいう。

2 公務について生じた費用の弁償は、報酬には含まれない。

第13条見出しを「(短時間勤務会計年度任用職員の報酬)」に改め、同条第1項を削り、同条第2項中「一般職非常勤職員」を「短時間勤務会計年度任用職員」に改め、同項を同条第1項とし、同項の次に次の第1項を加える。

2 勤務の形態及び他の職員との均衡を考慮して任命権者が規則で定める短時間勤務会計年度任用職員の報酬の額は、1月につき、240,000円を超えない範囲内において任命権者が規則で定める額とすることができる。

第13条中第3項を削る。

第14条の見出しを「(短時間勤務会計年度任用職員の通勤に係る費用弁償)」に改め、同条第1項から第3項までの規定中「一般職非常勤職員」を「短時間勤務会計年度任用職員」に改める。

第15条の見出しを「(短時間勤務会計年度任用職員の時間外勤務に係る報酬)」に改め、同条中「一般職非常勤職員」を「短時間勤務会計年度任用職員」に、「第6条」を「第5条」に改める。

第16条の見出しを「(短時間勤務会計年度任用職員の報酬の減額)」に改め、同条中「一般職非常勤職員」を「短時間勤務会計年度任用職員」に改める。

第17条の見出しを「(短時間勤務会計年度任用職員の報酬の支給)」に改め、同条第1項中「一般職非常勤職員の報酬及び通勤に係る費用」を「短時間勤務会計年度任用職員の報酬」に、同条第2項中「一般職非常勤職員」を「短時間勤務会計年度任用職員」に改める。

第22条を第24条とする。

第21条中「一般職非常勤職員」を「短時間勤務会計年度任用職員」に改め、同条を第23条とする。

第20条中「一般職非常勤職員」を「短時間勤務会計年度任用職員」

に改め、同条を第 22 条とする。

第 19 条第 1 項及び第 2 項中「一般職非常勤職員」を「短時間勤務会計年度任用職員」に改め、同条を第 21 条とする。

第 18 条中「一般職非常勤職員」を「短時間勤務会計年度任用職員」に改め、同条を第 20 条とし、第 17 条の次に次の 4 条を加える。

(短時間勤務会計年度任用職員の期末手当)

第 18 条 期末手当は、6 月 1 日及び 12 月 1 日（以下この条から第 18 条の 3 までにおいてこれらの日を「基準日」という。）にそれぞれ在職する任期の定めが 6 月以上の短時間勤務会計年度任用職員（1 週間当たりの勤務時間が著しく少ない者として任命権者が規則で定めるものを除く。以下この条において同じ。）に対して、それぞれ基準日の属する月の任命権者が規則で定める日（次条及び第 18 条の 3 においてこれらの日を「支給日」という。）に支給する。これらの基準日前 1 月以内に退職し、若しくは法第 16 条第 1 号に該当して法第 28 条第 4 項の規定により失職し、又は死亡した短時間勤務会計年度任用職員（任命権者が規則で定める職員を除く。）についても、同様とする。

2 任期の定めが 6 月に満たない短時間勤務会計年度任用職員の 1 会計年度内における短時間勤務会計年度任用職員としての任期の定め合計が 6 月以上に至ったときは、当該短時間勤務会計年度任用職員は、当該会計年度において、前項に規定する任期の定めが 6 月以上の短時間勤務会計年度任用職員とみなす。

3 6 月に期末手当を支給する場合において、前会計年度の末日まで短時間勤務会計年度任用職員として任用され、同日の翌日に短時間勤務会計年度任用職員として任用された者の任期の定め（6 月未満のものに限る。）と前会計年度における任期（前会計年度の末日を含む期間の任用に係るものに限る。）の定めとの合計が 6 月以上に至ったときは、第 1 項の任期の定めが 6 月以上の短時間勤務会計年度任用職員とみなす。

4 期末手当の額は、期末手当基礎額に、100 分の 130 を乗じて得た額に、基準日以前 6 月以内の期間におけるその者の在職期間の

次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。

- (1) 6月100分の100
 - (2) 5月以上6月未満100分の80
 - (3) 3月以上5月未満100分の60
 - (4) 3月未満100分の30
- 5 前項の期末手当基礎額は、それぞれその基準日（退職し、若しくは失職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、若しくは失職し、又は死亡した日）以前6月以内の短時間勤務会計年度任用職員としての在職期間における報酬（任命権者が規則で定める額を除く。）の1月当たりの平均額とする。
- 6 第4項に規定する在職期間の算定について必要な事項は、任命権者が規則で定める。

第18条の2 次の各号のいずれかに該当する者には、前条第1項の規定にかかわらず、当該各号の基準日に係る期末手当（第4号に掲げる者にあつては、その支給を一時差し止めた期末手当）は、支給しない。

- (1) 基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に法第29条の規定による懲戒免職の処分を受けた職員
- (2) 基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に法第28条第4項の規定により失職した職員（法第16条第1号に該当して失職した職員を除く。）
- (3) 基準日前1月以内又は基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に離職した職員（前2号に掲げる者を除く。）で、その離職した日から当該支給日の前日までの間に禁錮以上の刑に処せられたもの
- (4) 次条第1項の規定により期末手当の支給を一時差し止める処分を受けた者（当該処分を取り消された者を除く。）で、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し禁錮以上の刑に処せられたもの

第18条の3 任命権者は、支給日に期末手当を支給することとされ

ていた職員で当該支給日の前日までの間に離職したものが次の各号のいずれかに該当する場合は、当該期末手当の支給を一時差し止めることができる。

- (1) 離職した日から当該支給日の前日までの間に、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関して、その者が起訴（当該起訴に係る犯罪について禁錮以上の刑が定められているものに限り、刑事訴訟法（昭和23年法律第131号）第6編に規定する略式手続によるものを除く。第3項において同じ。）をされ、その判決が確定していない場合
 - (2) 離職した日から当該支給日の前日までの間に、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関して、その者が逮捕された場合又はその者から聴取した事項若しくは調査により判明した事実に基づきその者に犯罪があると思料するに至った場合であって、その者に対し期末手当を支給することが、公務に対する信頼を確保し、期末手当に関する制度の適正かつ円滑な実施を維持する上で重大な支障を生ずると認めるとき。
- 2 前項の規定による期末手当の支給を一時差し止める処分（以下「一時差止処分」という。）を受けた者は、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第18条第1項本文に規定する期間が経過した後においては、当該一時差止処分後の事情の変化を理由に、当該一時差止処分をした者に対し、その取消しを申し立てることができる。
- 3 任命権者は、一時差止処分について、次の各号のいずれかに該当するに至った場合には、速やかに当該一時差止処分を取り消さなければならない。ただし、第3号に該当する場合において、一時差止処分を受けた者がその者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し現に逮捕されているときその他これを取り消すことが一時差止処分の目的に明らかに反すると認めるときは、この限りでない。
- (1) 一時差止処分を受けた者が当該一時差止処分の理由となった行為に係る刑事事件に関し禁錮以上の刑に処せられなかった場合
 - (2) 一時差止処分を受けた者について、当該一時差止処分の理由となった行為に係る刑事事件につき公訴を提起しない処分があった

場合

(3) 一時差止処分を受けた者がその者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し起訴をされることなく当該一時差止処分に係る期末手当の基準日から起算して1年を経過した場合

4 前項の規定は、任命権者が、一時差止処分後に判明した事実又は生じた事情に基づき、期末手当の支給を差し止める必要がなくなったとして当該一時差止処分を取り消すことを妨げるものではない。

5 任命権者は、一時差止処分を行う場合は、当該一時差止処分を受けべき者に対し、当該一時差止処分の際、一時差止処分の事由を記載した説明書を交付しなければならない。

6 前各項に規定するもののほか、一時差止処分に関し必要な事項は、任命権者が規則で定める。

(休職者の給与)

第19条 短時間勤務会計年度職員が公務上負傷し、若しくは疾病にかかり、又は通勤により負傷し、若しくは疾病にかかり、法第28条第2項第1号に掲げる事由に該当して休職にされたときは、その休職期間中、これに給与の全額を支給する。

2 短時間勤務会計年度職員が前項以外の心身の故障により、法第28条第2項第1号に掲げる事由に該当して休職にされたときは、その休職の期間が満1年に達するまでは、これに報酬のそれぞれ100分の80並びに期末手当を支給することができる。ただし、結核性疾患にかかり法第28条第2項第1号に掲げる事由に該当して休職にされたときは、その休職の期間が満2年に達するまでは、これに報酬及び期末手当のそれぞれ100分の80を支給することができる。

3 短時間勤務会計年度職員が法第28条第2項第2号に掲げる事由に該当して休職にされたときは、その休職の期間中、これに報酬のそれぞれ100分の60以内を支給することができる。

4 短時間勤務会計年度職員が神奈川県後期高齢者医療広域連合職員の分限に関する条例第3条第1号及び第2号に掲げる事由に該当して休職にされたときは、その休職の期間中、これに報酬のそれぞれ

100分の100以内並びに期末手当を支給することができる。

5 法第28条第2項又は神奈川県後期高齢者医療広域連合職員の分限に関する条例第3条の規定により休職にされた短時間会計年度職員には、別に定めがない限り、前項に定める給与を除くほか、他のいかなる給与も支給しない。

6 法第55条の2第5項の規定により休職にされた短時間勤務会計年度職員には、その休職の期間中、いかなる給与も支給しない。

(神奈川県後期高齢者医療広域連合人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部改正)

第2条 神奈川県後期高齢者医療広域連合人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部を次のように改正する。

第3条中「職員を」を「職員及び同法第22条の2第1項第2号に掲げる職員を」に改める。

(神奈川県後期高齢者医療広域連合職員の育児休業等に関する条例の一部改正)

第3条 神奈川県後期高齢者医療広域連合職員の育児休業等に関する条例の一部を次のように改正する。

第7条中「職員の」を「職員（地方公務員法第22条の2第2項第1項に規定する会計年度任用職員を除く。）の」に改め、同条に次の1項を加える。

2 期末手当の基準日に育児休業をしている職員（地方公務員法第22条の2第2項第1項に規定する会計年度任用職員に限る）のうち、基準日以前6月以内の期間において勤務した期間がある職員には、当該基準日に係る期末手当を支給する。

第8条中「職員が」を「職員（地方公務員法第22条の2第2項第1項に規定する会計年度任用職員を除く。）が」に改める。

(神奈川県後期高齢者医療広域連合職員の分限に関する条例の一部改正)

第4条 神奈川県後期高齢者医療広域連合職員の分限に関する条例の一部を次のように改正する。

第1条中「地方公務員法（昭和25年法律第261号）」を「地方

公務員法（昭和25年法律第261号）（以下「法」という。）に改める。

第2条中「前条に定める職員」を「前条に定める職員（地方公務員法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員を除く。）」に改める。

第3条を第8条とし、第2条の次に次の5条を加える。

（休職の事由）

第3条 任命権者は、会計年度任用職員が次の各号のいずれかに該当する場合においては、その意に反して、これを休職することができる。

（1）学校、研究所その他これらに準ずる公共的施設（外国のこれらの施設を含む。）において、その会計年度任用職員の職務に関連があると認められる学術に関する事項の調査、研究又は指導に従事するとき。

（2）政府その他公共的機関の要請（外国の場合を除く。）により、神奈川県後期高齢者医療広域連合の業務又はその会計年度任用職員の職務に関連があると認められるこれらの機関の業務に従事するとき。

（降任、免職、休職及び降給の手続）

第4条 任命権者は、地方公務員法（以下「法」という。）第28条第1項第2号の規定に該当するものとして会計年度任用職員を降任し、若しくは免職する場合、同条第2項第1号の規定に該当するものとして会計年度任用職員を休職する場合又は前条第2項第2号の規定に該当するものとして会計年度任用職員を降格する場合においては、医師2人を指定してあらかじめ診断を行わせなければならない。

2 会計年度任用職員の意に反する降任、免職、休職又は降給の処分は、任命権者が当該会計年度任用職員にその旨を記載した書面を交付して行わなければならない。

（休職の効果）

第5条 法第28条第2項第1号の規定に該当する場合における休職の

期間は、法第22条の2第1項及び第2項の規定に基づき任命権者が定める任期の範囲内において休養を要する程度に応じ、個々の場合について任命権者が定める。

2 任命権者は、前項の規定による休職の期間中であつても、任命権者の指定した医師2人の行つた診断の結果その事故が消滅したと認められるときは、すみやかに復職を命じなければならない。

3 公務上の傷病により法第28条第2項第1号の規定に該当する場合における休職の期間は、第1項の規定にかかわらず、その療養のために必要な期間とする。この場合において、復職については、前項の規定を準用する。

4 法第28条第2項第2号の規定に該当する場合における休職の期間は、当該事件が裁判所に係属する間とする。

第6条 休職者は、会計年度任用職員としての身分は保有するが、職務に従事することができない。

2 休職者は、休職の期間中別に条例で定める場合の外、いかなる給与も支給されない。

(失職の例外)

第7条 任命権者は、禁こ以上の刑に処せられ、その刑の執行を猶予された会計年度任用職員(学校教育法(昭和22年法律第26号)第7条に規定する校長及び教員を除く。)のうち、その刑に係る罪を公務上自動車又は原動機付自転車を運転中に過失により犯した者については、情状を考慮して特に必要と認めるときは、その職を失わないものとするができる。

2 前項の規定によりその職を失わなかつた会計年度任用職員がその刑の執行猶予の言渡しを取り消されたときは、その職を失う。

(神奈川県後期高齢者医療広域連合職員の懲戒の手續及び効果に関する条例の一部改正)

第5条 神奈川県後期高齢者医療広域連合職員の懲戒の手續及び効果に関する条例の一部を次のように改正する。

第3条中「合計額」を「合計額(法第22条の2第2項第1項第1号に掲げる職員については報酬の額)」に改める。

附 則

この条例は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

神奈川県後期高齢者医療広域連合一般職非常勤職員の任用、勤務条件等に関する条例

新旧対照表

(傍線部分は改正部分)

新	旧
<p>神奈川県後期高齢者医療広域連合<u>短時間勤務会計年度任用職員</u>の任用、勤務条件等に関する条例</p> <p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第203条の2第5項及び地方公務員法(昭和25年法律第261号。以下「法」という。)第24条第5項の規定に基づき、<u>法第22条の2第1項第1号に規定する会計年度任用職員</u>(以下「<u>短時間勤務会計年度任用職員</u>」という。)の任用、勤務条件、給与及び費用弁償等について定めるものとする。</p> <p><u>(定義)</u></p> <p>削除</p> <p>(任用)</p> <p>第2条 任命権者は、規則で定める業務について、期間及び職場の実態等を考慮</p>	<p>神奈川県後期高齢者医療広域連合<u>一般職非常勤職員</u>の任用、勤務条件等に関する条例</p> <p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第203条の2第4項及び地方公務員法(昭和25年法律第261号。以下「<u>地公法</u>」という。)第24条第5項の規定に基づき、<u>一般職非常勤職員の任用、勤務条件等に関し必要な事項を定めるものとする。</u></p> <p><u>(定義)</u></p> <p>第2条 この条例において、<u>一般職非常勤職員とは、地公法第17条1項の規定により任命する職員(地公法第28条の5第1項又は第28条の6第2項に規定する短時間勤務の職を占める職員を除く。)</u>のうち、<u>常時勤務を要しない職務に従事し、地方公務員等共済組合法(昭和37年法律第152号)第2条第1項第1号及び地方公務員災害補償法(昭和42年法律第121号)第2条第1項第1号に規定する職員(以下「<u>常勤職員</u>」という。)</u>でない者をいう。</p> <p>(任用)</p> <p>第3条 任命権者は、規則で定める業務について、期間及び職場の実態等を考慮</p>

し、業務の遂行上必要があると認めるときは、競争試験又は選考により短時間勤務会計年度任用職員を任用することができる。

(任用期間)

第3条 短時間勤務会計年度任用職員の任用期間は、1年を超えない期間とする。ただし、1会計年度を超えることができない。

(勤務日及び勤務時間)

第4条 短時間勤務会計年度任用職員の勤務日及び勤務時間は、その業務を考慮して、任命権者が割り振るものとする。ただし、業務の性質上、勤務日又は勤務時間を指定することが困難なときは、1月又は1年における勤務を要する日の日数その他の方法により、任命権者が定めるものとする。

2 短時間勤務会計年度任用職員の勤務時間は、休憩時間を除き、1週間当たり29時間以内かつ1日当たり7時間45分以内とする。

3 第1項の規定にかかわらず、任命権者は、業務の執行上必要があると認める場合は、短時間勤務会計年度任用職員の勤務日及び勤務時間を規則で定める範囲内で変更することができる。

(超過勤務)

第5条 任命権者は、公務のため臨時又は緊急の必要がある場合には、短時間勤務会計年度任用職員に対し、前条第1項又は第3項の規定により割り振られた勤務時間（以下「正規の勤務時間」という。）外の時間に勤務することを命ずることができる。

し、業務の遂行上必要があると認めるときは、競争試験又は選考により一般職非常勤職員を任用することができる。

(任用期間)

第4条 一般職非常勤職員の任用期間は、1年を超えない期間とする。ただし、1会計年度を超えることができない。

(勤務日及び勤務時間)

第5条 一般職非常勤職員の勤務日及び勤務時間は、その業務を考慮して、任命権者が割り振るものとする。ただし、業務の性質上、勤務日又は勤務時間を指定することが困難なときは、1月又は1年における勤務を要する日の日数その他の方法により、任命権者が定めるものとする。

2 一般職非常勤職員の勤務時間は、休憩時間を除き、1週間当たり29時間以内かつ1日当たり7時間45分以内とする。

3 第1項の規定にかかわらず、任命権者は、業務の執行上必要があると認める場合は、一般職非常勤職員の勤務日及び勤務時間を規則で定める範囲内で変更することができる。

(超過勤務)

第6条 任命権者は、公務のため臨時又は緊急の必要がある場合には、一般職非常勤職員に対し、前条第1項又は第3項の規定により割り振られた勤務時間（以下「正規の勤務時間」という。）外の時間に勤務することを命ずることができる。

<p>(休日及び休憩時間)</p> <p>第6条 あらかじめ勤務日が定められている短時間勤務会計年度任用職員は、当該短時間勤務会計年度任用職員の勤務日が神奈川県後期高齢者医療広域連合一般職職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成29年神奈川県後期高齢者医療広域連合条例第3号。以下「勤務時間条例」という。）第11条に規定する休日に当たるときは、特に勤務することを命ぜられない限り、勤務することを要しない。</p> <p>2 短時間勤務会計年度任用職員の休憩時間は、常勤職員との権衡を考慮し、任命権者が任用の際に定めるものとする。</p> <p>(休暇)</p> <p>第7条 短時間勤務会計年度任用職員の休暇は、年次有給休暇、特別休暇、介護休暇及び介護時間とする。</p> <p>(年次有給休暇)</p> <p>第8条 年次有給休暇の取得単位は、1日とする。ただし、特に必要があると認められるときは、1時間を単位とすることができる。</p> <p>2 前項に定めるもののほか、年次有給休暇に関し必要な事項は、規則で定める。</p> <p>(特別休暇)</p> <p>第9条 任命権者は、短時間勤務会計年度任用職員に対し、公民権の行使、出産、交通機関の事故その他の特別の事由により短時間勤務会計年度任用職員が勤務しないことが相当である場合において、有給又は無給の特別休暇を与えることができる。</p> <p>2 特別休暇に該当する場合、その期間及び有給又は無給の別については、規則で定める。</p>	<p>(休日及び休憩時間)</p> <p>第7条 あらかじめ勤務日が定められている一般職非常勤職員は、当該一般職非常勤職員の勤務日が神奈川県後期高齢者医療広域連合一般職職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成29年神奈川県後期高齢者医療広域連合条例第3号。以下「勤務時間条例」という。）第11条に規定する休日に当たるときは、特に勤務することを命ぜられない限り、勤務することを要しない。</p> <p>2 一般職非常勤職員の休憩時間は、常勤職員との権衡を考慮し、任命権者が任用の際に定めるものとする。</p> <p>(休暇)</p> <p>第8条 一般職非常勤職員の休暇は、年次有給休暇、特別休暇、介護休暇及び介護時間とする。</p> <p>(年次有給休暇)</p> <p>第9条 年次有給休暇の取得単位は、1日とする。ただし、特に必要があると認められるときは、1時間を単位とすることができる。</p> <p>2 前項に定めるもののほか、年次有給休暇に関し必要な事項は、規則で定める。</p> <p>(特別休暇)</p> <p>第10条 任命権者は、一般職非常勤職員に対し、公民権の行使、出産、交通機関の事故その他の特別の事由により一般職非常勤職員が勤務しないことが相当である場合において、有給又は無給の特別休暇を与えることができる。</p> <p>2 特別休暇に該当する場合、その期間及び有給又は無給の別については、規則で定める。</p>
--	---

(介護休暇)

第10条 任命権者は、短時間勤務会計年度任用職員(規則で定める短時間勤務会計年度任用職員に限る。)が、要介護者(当該短時間勤務会計年度任用職員の配偶者等で負傷、疾病又は老齢により規則で定める期間にわたり日常生活を営むのに支障がある者をいう。以下同じ。)の介護をするため勤務しないことが相当と認められる場合は、当該短時間勤務会計年度任用職員に対し、介護休暇を与えることができる。この場合において、介護休暇の期間中は、無給となる。

2 介護休暇の期間は、要介護者ごとに3回を超えず、かつ、通算して93日を超えない範囲で指定する期間(以下「指定期間」という。)内において、必要と認められる期間とする。

3 第1項に規定する配偶者等とは、別表第1のとおりとする。

(介護時間)

第11条 任命権者は、短時間勤務会計年度任用職員(規則で定める短時間勤務会計年度任用職員に限る。)が、要介護者の介護をするため、要介護者ごとに、連続する3年の期間(当該要介護者に係る指定期間と重複する期間を除く。)内において1日の勤務時間の一部につき勤務しないことが相当であると認められる場合は、当該短時間勤務会計年度任用職員に対し、介護時間を与えることができる。この場合において、介護時間の間は、無給となる。

(短時間勤務会計年度任用職員の給与)

第12条 第1条の給与とは、報酬及び期末手当をいう。

2 公務について生じた費用の弁償は、報酬には含まれない。

(介護休暇)

第11条 任命権者は、一般職非常勤職員(規則で定める一般職非常勤職員に限る。)が、要介護者(当該一般職非常勤職員の配偶者等で負傷、疾病又は老齢により規則で定める期間にわたり日常生活を営むのに支障がある者をいう。以下同じ。)の介護をするため勤務しないことが相当と認められる場合は、当該一般職非常勤職員に対し、介護休暇を与えることができる。この場合において、介護休暇の期間中は、無給となる。

2 介護休暇の期間は、要介護者ごとに3回を超えず、かつ、通算して93日を超えない範囲で指定する期間(以下「指定期間」という。)内において、必要と認められる期間とする。

3 第1項に規定する配偶者等とは、別表第1のとおりとする。

(介護時間)

第12条 任命権者は、一般職非常勤職員(規則で定める一般職非常勤職員に限る。)が、要介護者の介護をするため、要介護者ごとに、連続する3年の期間(当該要介護者に係る指定期間と重複する期間を除く。)内において1日の勤務時間の一部につき勤務しないことが相当であると認められる場合は、当該一般職非常勤職員に対し、介護時間を与えることができる。この場合において、介護時間の間は、無給となる。

<p>(<u>短時間勤務会計年度任用職員の報酬</u>)</p> <p>第13条 <u>短時間勤務会計年度任用職員</u>のうち、1週間当たりの勤務時間が29時間である者には月額による報酬(以下「月額報酬」という。)を、1週間の勤務日が3日以内かつその勤務時間が1日当たり7時間45分の時間を割り振られている者には日額による報酬(以下「日額報酬」という。)を、その他の者には勤務1時間当たりの時間額による報酬(以下「時間額報酬」という。)を支給する。</p> <p>2 <u>勤務の形態及び他の職員との均衡を考慮して任命権者が規則で定める短時間勤務会計年度任用職員の報酬の額は、1月につき、240,000円を超えない範囲内において任命権者が規則で定める額とすることができる。</u></p>	<p>(<u>報酬等</u>)</p> <p>第13条 <u>一般職非常勤職員に報酬、通勤に係る費用及び割増報酬を支給する。</u></p> <p>2 <u>一般職非常勤職員</u>のうち、1週間当たりの勤務時間が29時間である者には月額による報酬(以下「月額報酬」という。)を、1週間の勤務日が3日以内かつその勤務時間が1日当たり7時間45分の時間を割り振られている者には日額による報酬(以下「日額報酬」という。)を、その他の者には勤務1時間当たりの時間額による報酬(以下「時間額報酬」という。)を支給する。</p> <p>3 <u>月額報酬、日額報酬及び時間額報酬の額は、規則で定める額とする。</u></p>
<p>(<u>短時間勤務会計年度任用職員の通勤に係る費用弁償</u>)</p> <p>第14条 通勤のため交通機関を利用してその運賃を負担することを常例とする<u>短時間勤務会計年度任用職員</u>(交通機関等を利用しなければ通勤することが著しく困難である<u>短時間勤務会計年度任用職員</u>以外の<u>短時間勤務会計年度任用職員</u>であって、徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2キロメートル未満である者及び第3項の規定により支給する者を除く。)に対し、最も経済的かつ合理的と認められる通常の通勤の経路及び方法により算出した勤務1回の通勤に要する運賃の額に1か月の通勤所要回数を乗じて得た額又は1か月の通勤用定期券の額のうち低廉な方の額(その額が55,000円を超えるときは、55,000円)を弁償する。</p> <p>2 通勤のため自動車その他の交通の用具で規則で定めるもの(以下「自動車等」</p>	<p>(<u>通勤に係る費用</u>)</p> <p>第14条 通勤のため交通機関を利用してその運賃を負担することを常例とする<u>一般職非常勤職員</u>(交通機関等を利用しなければ通勤することが著しく困難である<u>一般職非常勤職員</u>以外の<u>一般職非常勤職員</u>であって、徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2キロメートル未満である者及び第3項の規定により弁償する者を除く。)に対し、最も経済的かつ合理的と認められる通常の通勤の経路及び方法により算出した勤務1回の通勤に要する運賃の額に1か月の通勤所要回数を乗じて得た額又は1か月の通勤用定期券の額のうち低廉な方の額(その額が55,000円を超えるときは、55,000円)を弁償する。</p> <p>2 通勤のため自動車その他の交通の用具で規則で定めるもの(以下「自動車等」という。)を使用することを常例とする</p>

という。)を使用することを常例とする短時間勤務会計年度任用職員(自動車等を使用しなければ通勤することが著しく困難である短時間勤務会計年度任用職員以外の短時間勤務会計年度任用職員であって、徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2キロメートル未満である者及び次項に掲げるものを除く。)に対し、別表第4左欄に掲げる自動車等の使用距離の区分に応じ、勤務1日につき同表の中欄に定める通勤に係る費用の額を乗じて得た額(その額が同表の右欄に定める上限月額を超えるときは、当該上限月額)を弁償する。

- 3 通勤のため交通機関等を利用してその運賃等を負担し、かつ、自動車等を使用することを常例とする短時間勤務会計年度任用職員(交通機関等を利用し、又は自動車等を使用しなければ通勤することが著しく困難である短時間勤務会計年度任用職員以外の短時間勤務会計年度任用職員であって、徒歩により通勤するものとした場合の自動車等の使用距離が片道2キロメートル未満である者を除く。)に対し、前2項の規定により算出した額を合算した額(その額が55,000円を超えるときは、55,000円)を弁償する。

(短時間勤務会計年度任用職員の時間外勤務に係る報酬)

第15条 短時間勤務会計年度任用職員が、第5条の規定による勤務をした場合は、割増報酬を支給する。

- 2 割増報酬は、第5条の規定により勤務した時間1時間につき、時間額報酬の額(月額報酬又は日額報酬を支給される短時間勤務会計年度任用職員にあつては、規則で定める勤務1時間当たりの報酬額)100分の100から100分の1

一般職非常勤職員(自動車等を使用しなければ通勤することが著しく困難である一般職非常勤職員以外の一般職非常勤職員であつて、徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2キロメートル未満である者及び次項に掲げるものを除く。)に対し、別表第2の左欄に掲げる自動車等の使用距離の区分に応じ、勤務1日につき同表の中欄に定める通勤に係る費用の額を乗じて得た額(その額が同表の右欄に定める上限月額を超えるときは、当該上限月額)を弁償する。

- 3 通勤のため交通機関等を利用してその運賃等を負担し、かつ、自動車等を使用することを常例とする一般職非常勤職員(交通機関等を利用し、又は自動車等を使用しなければ通勤することが著しく困難である一般職非常勤職員以外の一般職非常勤職員であつて、徒歩により通勤するものとした場合の自動車等の使用距離が片道2キロメートル未満である者を除く。)に対し、前2項の規定により算出した額を合算した額(その額が55,000円を超えるときは、55,000円)を弁償する。

(割増報酬)

第15条 一般職非常勤職員が、第6条の規定による勤務をした場合は、割増報酬を支給する。

- 2 割増報酬は、第6条の規定により勤務した時間1時間につき、時間額報酬の額(月額報酬又は日額報酬を支給される一般職非常勤職員にあつては、規則で定める勤務1時間当たりの報酬額)100分の100から100分の150までの範

50までの範囲内で規則で定める割合(その勤務が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、その割合に100分の25を加算した割合)を乗じて得た額(その額に50銭未満の端数を生じたときは、これを切り捨て、50銭以上1円未満の端数を生じたときは、これを1円に切り上げた額)とする。

(短時間勤務会計年度任用職員の報酬の減額)

第16条 短時間勤務会計年度任用職員

(月額報酬及び日額報酬を支給されている者に限る。)が勤務しないときは、年次有給休暇若しくは特別休暇(有給であるものに限る。この条において同じ。)の取得又は当該短時間勤務会計年度任用職員が勤務しないことについて任命権者の承認を受けた場合を除き、その勤務しない1時間につき、規則で定める勤務1時間当たりの報酬額を減額して支給する。ただし、その月の勤務を要する時間の全部を勤務しないとき(年次有給休暇若しくは特別休暇の取得又はその勤務しないことについて任命権者の承認を受けた場合を除く。)は、報酬を支給しない。

(短時間勤務会計年度任用職員の報酬の支給)

第17条 短時間勤務会計年度任用職員の報酬は、勤務した月の翌月の21日(その日が土曜日及び日曜日並びに勤務時間条例第11条に規定する国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178条)による休日(以下「休日等」という。)に当たるときは、その日前において、その日に最も近い休日等でない日)にその全額を支給するものとする。

2 前項の報酬及び通勤に係る費用は、他

圏内で規則で定める割合(その勤務が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、その割合に100分の25を加算した割合)を乗じて得た額(その額に50銭未満の端数を生じたときは、これを切り捨て、50銭以上1円未満の端数を生じたときは、これを1円に切り上げた額)とする。

(報酬の減額)

第16条 一般職非常勤職員(月額報酬及び日額報酬を支給されている者に限る。)

が勤務しないときは、年次有給休暇若しくは特別休暇(有給であるものに限る。この条において同じ。)の取得又は当該一般職非常勤職員が勤務しないことについて任命権者の承認を受けた場合を除き、その勤務しない1時間につき、規則で定める勤務1時間当たりの報酬額を減額して支給する。ただし、その月の勤務を要する時間の全部を勤務しないとき(年次有給休暇若しくは特別休暇の取得又はその勤務しないことについて任命権者の承認を受けた場合を除く。)は、報酬を支給しない。

(報酬等の支給)

第17条 一般職非常勤職員の報酬及び通勤に係る費用は、勤務した月の翌月の21日(その日が土曜日及び日曜日並びに勤務時間条例第11条に規定する国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178条)による休日(以下「休日等」という。)に当たるときは、その日前において、その日に最も近い休日等でない日)にその全額を支給するものとする。

2 前項の報酬及び通勤に係る費用は、他

の法令に規定する場合を除くほか、現金で直接職員に支払わなければならない。ただし、短時間勤務会計年度任用職員から自己名義の預金口座への振替の申出があるときは、口座振替の方法により支給することができる。

(短時間勤務会計年度任用職員の期末手当)

第18条 期末手当は、6月1日及び12月1日（以下この条から第18条の3までにおいてこれらの日を「基準日」という。）にそれぞれ在職する任期の定めが6月以上の短時間勤務会計年度任用職員（1週間当たりの勤務時間が著しく少ない者として任命権者が規則で定めるものを除く。以下この条において同じ。）に対して、それぞれ基準日の属する月の任命権者が規則で定める日（次条及び第18条の3においてこれらの日を「支給日」という。）に支給する。これらの基準日前1月以内に退職し、若しくは法第16条第1号に該当して法第28条第4項の規定により失職し、又は死亡した短時間勤務会計年度任用職員（任命権者が規則で定める職員を除く。）についても、同様とする。

2 任期の定めが6月に満たない短時間勤務会計年度任用職員の1会計年度内における短時間勤務会計年度任用職員としての任期の定め合計が6月以上に至ったときは、当該短時間勤務会計年度任用職員は、当該会計年度において、前項に規定する任期の定めが6月以上の短時間勤務会計年度任用職員とみなす。

3 6月に期末手当を支給する場合において、前会計年度の末日まで短時間勤務会計年度任用職員として任用され、同日の翌日に短時間勤務会計年度任用職員として任用された者の任期の定め（6月未満

の法令に規定する場合を除くほか、現金で直接職員に支払わなければならない。ただし、一般職非常勤職員から自己名義の預金口座への振替の申出があるときは、口座振替の方法により支給することができる。

のものに限る。)と前会計年度における
任期(前会計年度の末日を含む期間の任
用に係るものに限る。)の定めとの合計
が6月以上に至ったときは、第1項の任
期の定めが6月以上の短時間勤務会計年
度任用職員とみなす。

4 期末手当の額は、期末手当基礎額に、
100分の130を乗じて得た額に、基
準日以前6月以内の期間におけるその者
の在職期間の次の各号に掲げる区分に応
じ、当該各号に定める割合を乗じて得た
額とする。

(1) 6月100分の100

(2) 5月以上6月未満100分の80

(3) 3月以上5月未満100分の60

(4) 3月未満100分の30

5 前項の期末手当基礎額は、それぞれそ
の基準日(退職し、若しくは失職し、又
は死亡した職員にあっては、退職し、若
しくは失職し、又は死亡した日)以前6
月以内の短時間勤務会計年度任用職員と
しての在職期間における報酬(任命権者
が規則で定める額を除く。)の1月当た
りの平均額とする。

6 第4項に規定する在職期間の算定につ
いて必要な事項は、任命権者が規則で定
める。

第18条の2 次の各号のいずれかに該当
する者には、前条第1項の規定にかかわ
らず、当該各号の基準日に係る期末手当
(第4号に掲げる者にあつては、その支
給を一時差し止めた期末手当)は、支給
しない。

(1) 基準日から当該基準日に対応する支
給日の前日までの間に法第29条の規
定による懲戒免職の処分を受けた職員

(2) 基準日から当該基準日に対応する支
給日の前日までの間に法第28条第4
項の規定により失職した職員(法第1

6条第1号に該当して失職した職員を除く。)

(3) 基準日前1月以内又は基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に離職した職員(前2号に掲げる者を除く。)で、その離職した日から当該支給日の前日までの間に禁錮以上の刑に処せられたもの

(4) 次条第1項の規定により期末手当の支給を一時差し止める処分を受けた者(当該処分を取り消された者を除く。)で、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し禁錮以上の刑に処せられたもの

第18条の3 任命権者は、支給日に期末手当を支給することとされていた職員で当該支給日の前日までの間に離職したものが次の各号のいずれかに該当する場合は、当該期末手当の支給を一時差し止めることができる。

(1) 離職した日から当該支給日の前日までの間に、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関して、その者が起訴(当該起訴に係る犯罪について禁錮以上の刑が定められているもの)に限り、刑事訴訟法(昭和23年法律第131号)第6編に規定する略式手続によるものを除く。第3項において同じ。)をされ、その判決が確定していない場合

(2) 離職した日から当該支給日の前日までの間に、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関して、その者が逮捕された場合又はその者から聴取した事項若しくは調査により判明した事実に基づきその者に犯罪があると思料するに至った場合であって、その者に対し期末手当を支給することが、公務に対する信頼を確保し、期末手当に關す

る制度の適正かつ円滑な実施を維持する上で重大な支障を生ずると認めるとき。

2 前項の規定による期末手当の支給を一時差し止める処分（以下「一時差止処分」という。）を受けた者は、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第18条第1項本文に規定する期間が経過した後においては、当該一時差止処分後の事情の変化を理由に、当該一時差止処分をした者に対し、その取消しを申し立てることができる。

3 任命権者は、一時差止処分について、次の各号のいずれかに該当するに至った場合には、速やかに当該一時差止処分を取り消さなければならない。ただし、第3号に該当する場合において、一時差止処分を受けた者がその者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し現に逮捕されているときその他これを取り消すことが一時差止処分の目的に明らかに反すると認めるときは、この限りでない。

(1) 一時差止処分を受けた者が当該一時差止処分の理由となった行為に係る刑事事件に関し禁錮以上の刑に処せられなかった場合

(2) 一時差止処分を受けた者について、当該一時差止処分の理由となった行為に係る刑事事件につき公訴を提起しない処分があった場合

(3) 一時差止処分を受けた者がその者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し起訴をされることなく当該一時差止処分に係る期末手当の基準日から起算して1年を経過した場合

4 前項の規定は、任命権者が、一時差止処分後に判明した事実又は生じた事情に基づき、期末手当の支給を差し止める必要がなくなったとして当該一時差止処分を取り消すことを妨げるものではない。

- 5 任命権者は、一時差止処分を行う場合は、当該一時差止処分を受けるべき者に対し、当該一時差止処分の際、一時差止処分の事由を記載した説明書を交付しなければならない。
- 6 前各項に規定するもののほか、一時差止処分に関し必要な事項は、任命権者が規則で定める。

(休職者の給与)

第19条 短時間勤務会計年度職員が公務上負傷し、若しくは疾病にかかり、又は通勤により負傷し、若しくは疾病にかかり、法第28条第2項第1号に掲げる事由に該当して休職にされたときは、その休職期間中、これに給与の全額を支給する。

2 短時間勤務会計年度職員が前項以外の心身の故障により、法第28条第2項第1号に掲げる事由に該当して休職にされたときは、その休職の期間が満1年に達するまでは、これに報酬のそれぞれ100分の80並びに期末手当を支給することができる。ただし、結核性疾患にかかり法第28条第2項第1号に掲げる事由に該当して休職にされたときは、その休職の期間が満2年に達するまでは、これに報酬及び期末手当のそれぞれ100分の80を支給することができる。

3 短時間勤務会計年度職員が法第28条第2項第2号に掲げる事由に該当して休職にされたときは、その休職の期間中、これに報酬のそれぞれ100分の60以内を支給することができる。

4 短時間勤務会計年度職員が神奈川県後期高齢者医療広域連合職員の分限に関する条例第3条第1号及び第2号に掲げる事由に該当して休職にされたときは、その休職の期間中、これに報酬のそれぞれ100分の100以内並びに期末手当を

<p>支給することができる。</p> <p>5 <u>法第28条第2項又は神奈川県後期高齢者医療広域連合職員の分限に関する条例第3条の規定により休職にされた短時間会計年度職員には、別に定めがない限り、前項に定める給与を除くほか、他のいかなる給与も支給しない。</u></p> <p>6 <u>法第55条の2第5項の規定により休職にされた短時間勤務会計年度職員には、その休職の期間中、いかなる給与も支給しない。</u></p> <p>(旅行に係る費用)</p> <p>第20条 <u>短時間勤務会計年度任用職員が公務のために旅行をした場合には、当該短時間勤務会計年度任用職員に対し、当該旅行に係る費用を弁償する。</u></p> <p>(服務)</p> <p>第21条 <u>短時間勤務会計年度任用職員は、次に掲げる事項を常に遵守しなければならない。</u></p> <p>(1) 県民全体の奉仕者として公共の利益のために勤務し、かつ、職務の遂行に当たっては、全力を挙げてこれに専念しなければならない。</p> <p>(2) 職務の遂行に当たっては、法令、条例等に従い、かつ、上司の職務上の命令に忠実に従わなければならない。</p> <p>(3) 任用される職の信用を傷付け、又は職全体の不名誉となるような行為をしてはならない。</p> <p>(4) 職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、また、同様とする。</p> <p>2 前項に掲げるもののほか、<u>短時間勤務会計年度任用職員</u>の服務については、常勤職員の例による。</p>	<p>(旅行に係る費用)</p> <p>第18条 <u>一般職非常勤職員が公務のために旅行をした場合には、当該一般職非常勤職員に対し、当該旅行に係る費用を弁償する。</u></p> <p>(服務)</p> <p>第19条 <u>一般職非常勤職員は、次に掲げる事項を常に遵守しなければならない。</u></p> <p>(1) 県民全体の奉仕者として公共の利益のために勤務し、かつ、職務の遂行に当たっては、全力を挙げてこれに専念しなければならない。</p> <p>(2) 職務の遂行に当たっては、法令、条例等に従い、かつ、上司の職務上の命令に忠実に従わなければならない。</p> <p>(3) 任用される職の信用を傷付け、又は職全体の不名誉となるような行為をしてはならない。</p> <p>(4) 職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、また、同様とする。</p> <p>2 前項に掲げるもののほか、<u>一般職非常勤職員</u>の服務については、常勤職員の例による。</p>
---	--

<p>(研修)</p> <p>第22条 任命権者は、<u>短時間勤務会計年度任用職員</u>に対し、業務の遂行上必要な知識及び技能を修得させるための研修を命ずることができる。</p> <p>(災害補償)</p> <p>第23条 <u>短時間勤務会計年度任用職員</u>の公務上の災害については、神奈川県後期高齢者医療広域連合議会議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例(平成19年神奈川県後期高齢者医療広域連合条例第20号)又は労働者災害補償保険法(昭和22年法律第50号)の規定により補償するものとする。</p> <p>(委任)</p> <p>第24条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。</p> <p>附 則</p> <p>この条例は、平成30年4月1日から施行する。</p> <p>附 則</p> <p><u>この条例は、令和2年4月1日から施行する。</u></p>	<p>(研修)</p> <p>第20条 任命権者は、<u>一般職非常勤職員</u>に対し、業務の遂行上必要な知識及び技能を修得させるための研修を命ずることができる。</p> <p>(災害補償)</p> <p>第21条 <u>一般職非常勤職員</u>の公務上の災害については、神奈川県後期高齢者医療広域連合議会議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例(平成19年神奈川県後期高齢者医療広域連合条例第20号)又は労働者災害補償保険法(昭和22年法律第50号)の規定により補償するものとする。</p> <p>(委任)</p> <p>第22条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。</p> <p>附 則</p> <p>この条例は、平成30年4月1日から施行する。</p>
---	--

神奈川県後期高齢者医療広域連合人事行政の運営等の状況の公表に関する条例
新旧対照表

新	旧
<p>神奈川県後期高齢者医療広域連合人事行政の運営等の状況の公表に関する条例</p> <p>第 1 条から第 2 条まで（略）</p> <p>（報告事項）</p> <p>第 3 条 任命権者が前条の規定により報告しなければならない事項は、職員（臨時的に任用された職員及び非常勤職員（地方公務員法第 28 条の 5 第 1 項に規定する短時間勤務の職を占める職員及び同法第 22 条の 2 第 1 項第 2 号に掲げる職員を除く。）を除く。以下同じ。）に係る次に掲げる事項とする。</p> <p>（1）（略）</p> <p>（2）（略）</p> <p>（3）（略）</p> <p>（4）（略）</p> <p>（5）（略）</p> <p>（6）（略）</p> <p>（7）（略）</p> <p>（8）（略）</p> <p>（9）（略）</p> <p>（10）（略）</p> <p>（11）（略）</p> <p>第 4 条から第 5 条まで（略）</p>	<p>神奈川県後期高齢者医療広域連合人事行政の運営等の状況の公表に関する条例</p> <p>第 1 条から第 2 条まで（略）</p> <p>（報告事項）</p> <p>第 3 条 任命権者が前条の規定により報告しなければならない事項は、職員（臨時的に任用された職員及び非常勤職員（地方公務員法第 28 条の 5 第 1 項に規定する短時間勤務の職を占める職員を除く。）を除く。以下同じ。）に係る次に掲げる事項とする。</p> <p>（1）（略）</p> <p>（2）（略）</p> <p>（3）（略）</p> <p>（4）（略）</p> <p>（5）（略）</p> <p>（6）（略）</p> <p>（7）（略）</p> <p>（8）（略）</p> <p>（9）（略）</p> <p>（10）（略）</p> <p>（11）（略）</p> <p>第 4 条から第 5 条まで（略）</p>

神奈川県後期高齢者医療広域連合職員の育児休業等に関する条例
新旧対照表

新	旧
<p>神奈川県後期高齢者医療広域連合職員の育児休業等に関する条例</p> <p>第1条から第6条まで（略）</p> <p>（育児休業をしている職員の期末手当等の支給）</p> <p>第7条 <u>期末手当及び勤勉手当（以下「期末手当等」という。）の基準日に育児休業をしている職員（地方公務員法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員を除く。）の期末手当等の支給については、当該職員を派遣した地方公共団体の育児休業等について定めた条例等の規定による。</u></p> <p><u>2 期末手当の基準日に育児休業をしている職員（地方公務員法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員に限る。）のうち、基準日以前6月以内の期間において勤務した期間がある職員には、当該基準日に係る期末手当を支給する。</u></p> <p>（育児休業をした職員の職務復帰後における号給の調整）</p> <p>第8条 <u>育児休業をした職員（地方公務員法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員を除く。）が職務に復帰した場合において、当該職員の給料号給の調整は、当該職員を派遣した地方公共団体の育児休業等について定めた条例等の規定による。</u></p> <p>第9条から第23条まで（略）</p>	<p>神奈川県後期高齢者医療広域連合職員の育児休業等に関する条例</p> <p>第1条から第6条まで（略）</p> <p>（育児休業をしている職員の期末手当等の支給）</p> <p>第7条 期末手当及び勤勉手当（以下「期末手当等」という。）の基準日に育児休業をしている職員<u>の</u>期末手当等の支給については、当該職員を派遣した地方公共団体の育児休業等について定めた条例等の規定による。</p> <p>（育児休業をした職員の職務復帰後における号給の調整）</p> <p>第8条 育児休業をした職員が職務に復帰した場合において、当該職員の給料号給の調整は、当該職員を派遣した地方公共団体の育児休業等について定めた条例等の規定による。</p> <p>第9条から第23条まで（略）</p>

神奈川県後期高齢者医療広域連合職員の分限に関する条例
新旧対照表

新	旧
<p>神奈川県後期高齢者医療広域連合職員の分限に関する条例</p> <p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、地方公務員法(昭和25年法律第261号) <u>(以下「法」という。)</u> 第27条第2項及び第28条第3項の規定に基づき、職員の分限に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(準用規定)</p> <p>第2条 <u>前条に定める職員(法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員を除く。)</u> の分限に関する事項については、職員の派遣元となる神奈川県及び市町村が定める職員の分限に関する条例を準用する。</p> <p><u>(休職の事由)</u></p> <p>第3条 <u>任命権者は、会計年度任用職員が次の各号のいずれかに該当する場合には、その意に反して、これを休職することができる。</u></p> <p>(1) <u>学校、研究所その他これらに準ずる公共的施設(外国のこれらの施設を含む。)</u> において、<u>その会計年度任用職員の職務に関連があると認められる学術に関する事項の調査、研究又は指導に従事するとき。</u></p> <p>(2) <u>政府その他公共的機関の要請(外国の場合を除く。)</u> により、<u>神奈川県後期高齢者医療広域連合の業務又はその会計年度任用職員の職務に関連があると認め</u></p>	<p>神奈川県後期高齢者医療広域連合職員の分限に関する条例</p> <p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、<u>地方公務員法(昭和25年法律第261号)第27条第2項及び第28条第3項の規定に基づき、職員の分限に関し必要な事項を定めるものとする。</u></p> <p>(準用規定)</p> <p>第2条 <u>前条に定める職員</u> の分限に関する事項については、職員の派遣元となる神奈川県及び市町村が定める職員の分限に関する条例を準用する。</p>

られるこれらの機関の業務に従事するとき。

(降任、免職、休職及び降給の手続)

第4条 任命権者は、法第28条第1項第2号の規定に該当するものとして会計年度任用職員を降任し、若しくは免職する場合、同条第2項第1号の規定に該当するものとして会計年度任用職員を休職する場合又は前条第2項第2号の規定に該当するものとして会計年度任用職員を降格する場合においては、医師2人を指定してあらかじめ診断を行わせなければならない。

2 会計年度任用職員の意に反する降任、免職、休職又は降給の処分は、任命権者が当該会計年度任用職員にその旨を記載した書面を交付して行わなければならない。

(休職の効果)

第5条 法第28条第2項第1号の規定に該当する場合における休職の期間は、法第22条の2第1項及び第2項の規定に基づき任命権者が定める任期の範囲内において休養を要する程度に応じ、個々の場合について任命権者が定める。

2 任命権者は、前項の規定による休職の期間中であつても、任命権者の指定した医師2人の行った診断の結果その事故が消滅したと認められるときは、すみやかに復職を命じなければならない。

3 公務上の傷病により法第28条第2項第1号の規定に該当する場合における休職の期間は、第1項の規定にかかわらず、その療養のために必要な期間とする。この場合において、復職については、前項の規定を準用する。

<p><u>4 法第28条第2項第2号の規定に該当する場合における休職の期間は、当該事件が裁判所に係属する間とする。</u></p> <p><u>第6条 休職者は、会計年度任用職員としての身分は保有するが、職務に従事することができない。</u></p> <p><u>2 休職者は、休職の期間中別に条例で定める場合の外、いかなる給与も支給されない。</u></p> <p><u>(失職の例外)</u></p> <p><u>第7条 任命権者は、禁こ以上の刑に処せられ、その刑の執行を猶予された会計年度任用職員（学校教育法（昭和22年法律第26号）第7条に規定する校長及び教員を除く。）のうち、その刑に係る罪を公務上自動車又は原動機付自転車を運転中に過失により犯した者については、情状を考慮して特に必要と認めたときは、その職を失わないものとすることができる。</u></p> <p><u>2 前項の規定によりその職を失わなかつた会計年度任用職員がその刑の執行猶予の言渡しを取り消されたときは、その職を失う。</u></p> <p><u>(委任)</u></p> <p><u>第8条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。</u></p>	<p><u>(委任)</u></p> <p><u>第3条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。</u></p>
--	---

神奈川県後期高齢者医療広域連合職員の懲戒の手續及び効果に関する条例
 新旧対照表

新	旧
<p>神奈川県後期高齢者医療広域連合職員の懲戒の手續及び効果に関する条例</p> <p>第 1 条から第 2 条まで（略）</p> <p>（減給の効果）</p> <p>第 3 条 法第 2 9 条第 1 項に規定する減給は、6 月以下の範囲内で、給料の月額及びこれに対する地域手当の月額の<u>合計額</u>（<u>法第 2 2 条の 2 第 1 項第 1 号に掲げる職員については報酬の額</u>）の 1 0 分の 1 以下を減ずるものとする。</p> <p>第 4 条から第 5 条まで（略）</p>	<p>神奈川県後期高齢者医療広域連合職員の懲戒の手續及び効果に関する条例</p> <p>第 1 条から第 2 条まで（略）</p> <p>（減給の効果）</p> <p>第 3 条 法第 2 9 条第 1 項に規定する減給は、6 月以下の範囲内で、給料の月額及びこれに対する地域手当の月額の<u>合計額</u>の 1 0 分の 1 以下を減ずるものとする。</p> <p>第 4 条から第 5 条まで（略）</p>

議案第7号

令和元年度神奈川県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算（第1号）について

令和元年度神奈川県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

- 第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ733,512千円を追加し、歳入歳出それぞれ3,678,755千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和元年8月28日 提出

神奈川県後期高齢者医療広域連合長 福田 紀彦

（提案理由）

地方自治法（昭和22年法律第67号）第292条の規定において準用する同法第96条第1項の規定に基づき、令和元年度神奈川県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算（第1号）案を提出する。

第 1 表 歳入歳出予算補正

歳入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
4. 繰越金		2	733,512	733,514
	1. 繰越金	2	733,512	733,514
歳入合計		2,945,243	733,512	3,678,755

歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
2. 総務費		2,933,944	733,512	3,667,456
	1. 総務管理費	2,933,541	733,512	3,667,053
歳 出 合 計		2,945,243	733,512	3,678,755

令和元年度神奈川県後期高齢者医療広域連合

一般会計補正予算に関する説明書

歳入歳出補正予算事項別明細書

1 総括

歳入

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計
4. 繰越金	2	733,512	733,514
歳入合計	2,945,243	733,512	3,678,755

歳 出

(単位：千円)

款	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一 般 財 源
				国 県 支 出 金	地 方 債	そ の 他	
2. 総務費	2,933,944	733,512	3,667,456			733,512	
歳 出 合 計	2,945,243	733,512	3,678,755			733,512	

2 歳 入

(款) 4. 繰越金

(項) 1. 繰越金

目	補正前の額	補 正 額	計
1. 繰越金	2	733,512	733,514
計	2	733,512	733,514

(単位：千円)

節		説明
区分	金額	
1. 前年度繰越金	733,512	○前年度繰越金

3 歳 出

(款) 2. 総務費

(項) 1. 総務管理費

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
3. 保健事業等支援 基金費	7	733,512	733,519			733,512	
計	2,933,541	733,512	3,667,053			733,512	

(単位：千円)

節		説明
区分	金額	
25. 積立金	733,512	○保健事業等支援基金費 25. 積立金 保健事業等支援基金積立金

認定第1号

平成30年度神奈川県後期高齢者医療広域連合一般会計歳入歳出決算認定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第292条において準用する同法第233条第3項の規定に基づき、平成30年度神奈川県後期高齢者医療広域連合一般会計歳入歳出決算を別紙監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

令和元年8月28日 提出

神奈川県後期高齢者医療広域連合長 福田 紀彦

歳入

款	項	予 算 現 額	調 定 額
1. 分担金及び負担金		2,485,848,000	2,485,848,000
	1. 負担金	2,485,848,000	2,485,848,000
2. 国庫支出金		439,995,000	1,263,402,741
	1. 国庫補助金	439,995,000	1,263,402,741
3. 財産収入		305,000	6,827
	1. 財産運用収入	305,000	6,827
4. 繰入金		635,945,000	635,945,000
	1. 基金繰入金	635,945,000	635,945,000
5. 繰越金		470,425,000	470,424,715
	1. 繰越金	470,425,000	470,424,715
6. 諸収入		101,000	72,667
	1. 預金利子	100,000	21,849
	2. 雑入	1,000	50,818
7. 県支出金		1,949,000	1,568,000
	1. 県負担金	1,949,000	1,568,000
歳 入 合 計		4,034,568,000	4,857,267,950

(単位：円)

収 入 済 額	不 納 欠 損 額	収 入 未 済 額	予 算 現 額 と 収 入 済 額 と の 比 較
2,485,848,000	0	0	0
2,485,848,000	0	0	0
1,263,402,741	0	0	823,407,741
1,263,402,741	0	0	823,407,741
6,827	0	0	△ 298,173
6,827	0	0	△ 298,173
635,945,000	0	0	0
635,945,000	0	0	0
470,424,715	0	0	△ 285
470,424,715	0	0	△ 285
72,667	0	0	△ 28,333
21,849	0	0	△ 78,151
50,818	0	0	49,818
1,568,000	0	0	△ 381,000
1,568,000	0	0	△ 381,000
4,857,267,950	0	0	822,699,950

歳 出

款	項	予 算 現 額
1. 議会費		1,913,000
	1. 議会費	1,913,000
2. 総務費		4,022,655,000
	1. 総務管理費	4,022,250,000
	2. 選挙費	62,000
	3. 監査委員費	343,000
3. 予備費		10,000,000
	1. 予備費	10,000,000
歳 出 合 計		4,034,568,000

(単位：円)

支 出 済 額	翌 年 度 繰 越 額	不 用 額	予 算 現 額 と 支 出 済 額 と の 比 較
1,020,542	0	892,458	892,458
1,020,542	0	892,458	892,458
3,571,811,248	0	450,843,752	450,843,752
3,571,504,443	0	450,745,557	450,745,557
38,688	0	23,312	23,312
268,117	0	74,883	74,883
0	0	10,000,000	10,000,000
0	0	10,000,000	10,000,000
3,572,831,790	0	461,736,210	461,736,210

歳入歳出差引残額

1,284,436,160 円

平成30年度

一般会計歳入歳出決算
事項別明細書

歳入

款	項	目	予 算 現 額			計
			当 初 予 算 額	補 正 予 算 額	継 続 費 及 び 繰 越 事 業 費 繰 越 財 源 充 当 額	
1 分担金及び負担金			2,485,848,000	0	0	2,485,848,000
	1 負担金		2,485,848,000	0	0	2,485,848,000
		1 事務費負担金		2,485,848,000	0	0

(単位：円)

節		調 定 額	収 入 済 額	不納欠損額	収入未済額	備 考	
区 分	金 額						
		2,485,848,000	2,485,848,000	0	0		
		2,485,848,000	2,485,848,000	0	0		
		2,485,848,000	2,485,848,000	0	0		
1 事務費負担金	2,485,848,000	2,485,848,000	2,485,848,000	0	0	○事務費負担金	2,485,848,000
						横浜市負担金	961,385,108
						川崎市負担金	344,800,180
						相模原市負担金	185,988,115
						横須賀市負担金	124,968,842
						平塚市負担金	72,940,476
						鎌倉市負担金	58,822,328
						藤沢市負担金	114,641,939
						小田原市負担金	58,152,678
						茅ヶ崎市負担金	68,910,065
						逗子市負担金	22,734,976
						三浦市負担金	18,521,631
						秦野市負担金	46,939,381
						厚木市負担金	59,069,654
						大和市負担金	62,527,314
						伊勢原市負担金	29,831,879
						海老名市負担金	36,580,850
						座間市負担金	36,745,607
						南足柄市負担金	16,539,715
						綾瀬市負担金	25,916,909
						葉山町負担金	13,948,032
						寒川町負担金	16,180,860
						大磯町負担金	13,931,480
						二宮町負担金	12,931,530
						中井町負担金	6,473,218
						大井町負担金	8,306,200
						松田町負担金	7,264,820
						山北町負担金	7,294,289
						開成町負担金	8,263,081
						箱根町負担金	7,507,082
						真鶴町負担金	6,356,078
						湯河原町負担金	12,412,175
						愛川町負担金	14,332,038
						清川村負担金	4,629,470

款	項	目	予 算 現 額			
			当 初 予 算 額	補 正 予 算 額	継 続 費 及 び 繰 越 事 業 費 繰 越 財 源 充 当 額	計
2 国庫支出金			393,161,000	46,834,000	0	439,995,000
	1 国庫補助金		393,161,000	46,834,000	0	439,995,000
		1 民生費国庫補助金		393,161,000	46,834,000	0
3 財産収入			305,000	0	0	305,000
	1 財産運用収入		305,000	0	0	305,000
		1 利子及び配当金		305,000	0	0
4 繰入金			635,945,000	0	0	635,945,000
	1 基金繰入金		635,945,000	0	0	635,945,000
		1 財政調整基金繰入金		635,945,000	0	0
5 繰越金			1,000	470,424,000	0	470,425,000
	1 繰越金		1,000	470,424,000	0	470,425,000
		1 繰越金		1,000	470,424,000	0

(単位：円)

節		調 定 額	収 入 済 額	不納欠損額	収入未済額	備 考
区 分	金 額					
		1,263,402,741	1,263,402,741	0	0	
		1,263,402,741	1,263,402,741	0	0	
		1,263,402,741	1,263,402,741	0	0	
1	財政調整交付金	297,469,000	1,174,624,741	0	0	○特別調整交付金 1,174,624,741
2	後期高齢者医療制度事業費補助金	93,743,000	39,995,000	0	0	○後期高齢者医療制度事業費補助金 39,995,000
3	高齢者医療制度円滑運営事業費補助金	48,783,000	48,783,000	0	0	○高齢者医療制度円滑運営事業費補助金 48,783,000
		6,827	6,827	0	0	
		6,827	6,827	0	0	
		6,827	6,827	0	0	
1	利子及び配当金	305,000	6,827	0	0	○財政調整基金運用利子 3,462 ○保健事業等支援基金運用利子 3,365
		635,945,000	635,945,000	0	0	
		635,945,000	635,945,000	0	0	
		635,945,000	635,945,000	0	0	
1	財政調整基金繰入金	635,945,000	635,945,000	0	0	○財政調整基金繰入金 635,945,000
		470,424,715	470,424,715	0	0	
		470,424,715	470,424,715	0	0	
		470,424,715	470,424,715	0	0	
1	前年度繰越金	470,425,000	470,424,715	0	0	○前年度繰越金 470,424,715

款	項	目	予 算 現 額			計
			当 初 予 算 額	補 正 予 算 額	継 続 費 及 び 繰 越 事 業 費 繰 越 財 源 充 当 額	
6 諸収入			101,000	0	0	101,000
	1 預金利子		100,000	0	0	100,000
		1 預金利子	100,000	0	0	100,000
	2 雑入		1,000	0	0	1,000
		1 雑入	1,000	0	0	1,000
7 県支出金			0	1,949,000	0	1,949,000
	1 県負担金		0	1,949,000	0	1,949,000
		1 民生費県負担金	0	1,949,000	0	1,949,000
歳 入 合 計			3,515,361,000	519,207,000	0	4,034,568,000

(単位：円)

節		調 定 額	収 入 済 額	不納欠損額	収入未済額	備 考
区 分	金 額					
		72,667	72,667	0	0	
		21,849	21,849	0	0	
		21,849	21,849	0	0	
1 預金利子	100,000	21,849	21,849	0	0	○預金利子 21,849
		50,818	50,818	0	0	
		50,818	50,818	0	0	
1 雑入	1,000	50,818	50,818	0	0	○雑入 50,818
		1,568,000	1,568,000	0	0	
		1,568,000	1,568,000	0	0	
		1,568,000	1,568,000	0	0	
1 後発医薬品使用促進推進事業負担金	1,949,000	1,568,000	1,568,000	0	0	○後発医薬品使用促進推進事業負担金 1,568,000
		4,857,267,950	4,857,267,950	0	0	

歳 出

款	項	目	予 算 現 額				計	
			当初予算額	補正予算額	継続費及び 繰越事業費 繰 越 額	予 備 費 支 出 及 び 流 用 増 減		
1	議会費		1,913,000	0	0	0	1,913,000	
	1	議会費	1,913,000	0	0	0	1,913,000	
		1	議会費	1,913,000	0	0	1,913,000	
2	総務費		3,503,448,000	519,207,000	0	0	4,022,655,000	
	1	総務管理費	3,503,043,000	519,207,000	0	0	4,022,250,000	
		1	一般管理費	3,502,737,000	18,930,000	0	0	3,521,667,000

(単位：円)

節		支出済額	翌年度繰越額			不用額	備 考
			継 続 費 繰越次繰越	繰越明許費	事故繰越		
区 分	金 額						
		1,020,542	0	0	0	892,458	
		1,020,542	0	0	0	892,458	
		1,020,542	0	0	0	892,458	
1 報酬	624,000	396,000	0	0	0	228,000	○議会運営費 1,020,542
9 旅費	314,000	99,119	0	0	0	214,881	
10 交際費	14,000	0	0	0	0	14,000	
11 需用費	11,000	10,771	0	0	0	229	
12 役務費	52,000	40,772	0	0	0	11,228	
14 使用料及び 賃借料	898,000	473,880	0	0	0	424,120	
		3,571,811,248	0	0	0	450,843,752	
		3,571,504,443	0	0	0	450,745,557	
		3,071,220,535	0	0	0	450,446,465	
1 報酬	7,305,000	5,136,896	0	0	0	2,168,104	○広域連合運営管理費 98,522,279
4 共済費	1,104,000	850,535	0	0	0	253,465	
8 報償費	192,000	0	0	0	0	192,000	○広域連合事業費負担金 391,526,742
9 旅費	1,222,000	691,914	0	0	0	530,086	○会計関係費 52,429
10 交際費	53,000	52,400	0	0	0	600	○高齢者医療管理費 218,146,478
11 需用費	29,398,000	25,723,244	0	0	0	3,674,756	○保険料関係事業費 13,430,800
12 役務費	688,852,000	631,840,736	0	0	0	57,011,264	○資格管理事業費 465,077,533
13 委託料	1,823,916,000	1,635,124,097	0	0	0	188,791,903	○給付関係事業費 180,623,690
14 使用料及び 賃借料	166,664,000	92,843,356	0	0	0	73,820,644	○医療費適正化事業費 486,059,135
18 備品購入費	1,741,000	1,740,312	0	0	0	688	○電算システム関係費 1,194,997,405
19 負担金、補 助及び交付 金	782,288,000	658,286,411	0	0	0	124,001,589	○広報広聴活動関係費 22,784,044
23 償還金、利 子及び割引 料	18,931,000	18,930,634	0	0	0	366	
28 繰出金	1,000	0	0	0	0	1,000	

款	項	目	予 算 現 額				
			当初予算額	補正予算額	継続費及び 繰越事業費 繰越額	予 備 費 支 出 及 び 流 用 増 減	計
		2 財政調整基金費	306,000	154,747,000	0	△4,000	155,049,000
		3 保健事業等支援基金費	0	345,530,000	0	4,000	345,534,000
	2 選挙費		62,000	0	0	0	62,000
		1 選挙管理委員会費	62,000	0	0	0	62,000
	3 監査委員費		343,000	0	0	0	343,000
		1 監査委員費	343,000	0	0	0	343,000
3 予備費			10,000,000	0	0	0	10,000,000
	1 予備費		10,000,000	0	0	0	10,000,000
		1 予備費	10,000,000	0	0	0	10,000,000
歳 出 合 計			3,515,361,000	519,207,000	0	0	4,034,568,000

(単位：円)

節		支出済額	翌年度繰越額			不用額	備考
			継続費 繰越	明許費 繰越	事故繰越		
区分	金額						
		154,750,543	0	0	0	298,457	
25 積立金	155,049,000	154,750,543	0	0	0	298,457	○財政調整基金費 154,750,543 保健事業等支援基金費へ流用 4,000
		345,533,365	0	0	0	635	
25 積立金	345,534,000	345,533,365	0	0	0	635	○保健事業等支援基金費 345,533,365 財政調整基金費から流用 4,000
		38,688	0	0	0	23,312	
		38,688	0	0	0	23,312	
1 報酬	25,000	18,000	0	0	0	7,000	○選挙管理運営費 38,688
9 旅費	36,000	20,688	0	0	0	15,312	
11 需用費	1,000	0	0	0	0	1,000	
		268,117	0	0	0	74,883	
		268,117	0	0	0	74,883	
1 報酬	292,000	233,000	0	0	0	59,000	○監査委員費 268,117
9 旅費	45,000	32,423	0	0	0	12,577	
11 需用費	6,000	2,694	0	0	0	3,306	
		0	0	0	0	10,000,000	
		0	0	0	0	10,000,000	
		0	0	0	0	10,000,000	
		0	0	0	0	10,000,000	
		3,572,831,790	0	0	0	461,736,210	

平成30年度

一般会計実質収支に関する調書

実 質 収 支 に 関 す る 調 書

(一般会計)

(単位:千円)

区 分	金 額	
1. 歳入総額	4,857,268	
2. 歳出総額	3,572,832	
3. 歳入歳出差引額	1,284,436	
4. 翌年度へ繰り越すべき財源	(1) 継続費通次繰越額	0
	(2) 繰越明許費繰越額	0
	(3) 事故繰越し繰越額	0
	計	0
5. 実質収支額	1,284,436	
6. 実質収支額のうち地方自治法第233条の2の規定による基金繰入額	0	

認定第2号

平成30年度神奈川県後期高齢者医療広域連合後期高齢者
医療特別会計歳入歳出決算認定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第292条において準用する
同法第233条第3項の規定に基づき、平成30年度神奈川県後期高
齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算を別紙監査委員の
意見を付けて議会の認定に付する。

令和元年8月28日 提出

神奈川県後期高齢者医療広域連合長 福田 紀彦

歳入

款	項	予 算 現 額	調 定 額
1. 市町村支出金		174,108,391,000	174,329,028,706
	1. 市町村負担金	174,108,391,000	174,329,028,706
2. 国庫支出金		247,671,416,000	257,864,798,259
	1. 国庫負担金	201,190,783,000	209,739,548,152
	2. 国庫補助金	46,480,633,000	48,125,250,107
3. 県支出金		71,836,659,000	69,929,262,000
	1. 県負担金	71,836,659,000	69,929,262,000
4. 支払基金交付金		376,973,779,000	374,316,658,000
	1. 支払基金交付金	376,973,779,000	374,316,658,000
5. 特別高額医療費共同事業交付金		338,601,000	324,549,454
	1. 特別高額医療費共同事業交付金	338,601,000	324,549,454
6. 財産収入		244,000	104,066
	1. 財産運用収入	244,000	104,066
7. 繰入金		6,476,168,000	6,476,167,000
	1. 基金繰入金	6,476,167,000	6,476,167,000
	2. 他会計繰入金	1,000	0
8. 繰越金		20,396,105,000	20,396,104,676
	1. 繰越金	20,396,105,000	20,396,104,676
9. 県財政安定化基金借入金		1,000	0
	1. 県財政安定化基金借入金	1,000	0
10. 諸収入		835,355,000	1,370,517,259
	1. 預金利子	1,000,000	1,059,628
	2. 雑入	834,355,000	1,369,457,631
歳 入 合 計		898,636,719,000	905,007,189,420

(単位：円)

収 入 済 額	不 納 欠 損 額	収 入 未 済 額	予 算 現 額 と 収 入 済 額 と の 比 較
174,329,028,706	0	0	220,637,706
174,329,028,706	0	0	220,637,706
257,864,798,259	0	0	10,193,382,259
209,739,548,152	0	0	8,548,765,152
48,125,250,107	0	0	1,644,617,107
69,929,262,000	0	0	△ 1,907,397,000
69,929,262,000	0	0	△ 1,907,397,000
374,316,658,000	0	0	△ 2,657,121,000
374,316,658,000	0	0	△ 2,657,121,000
324,549,454	0	0	△ 14,051,546
324,549,454	0	0	△ 14,051,546
104,066	0	0	△ 139,934
104,066	0	0	△ 139,934
6,476,167,000	0	0	△ 1,000
6,476,167,000	0	0	0
0	0	0	△ 1,000
20,396,104,676	0	0	△ 324
20,396,104,676	0	0	△ 324
0	0	0	△ 1,000
0	0	0	△ 1,000
1,175,920,098	0	194,597,161	340,565,098
1,059,628	0	0	59,628
1,174,860,470	0	194,597,161	340,505,470
904,812,592,259	0	194,597,161	6,175,873,259

歳 出

款	項	予 算 現 額
1. 保険給付費		873,445,797,000
	1. 保険給付費	873,445,797,000
2. 特別高額医療費共同事業拠出金		451,469,000
	1. 特別高額医療費共同事業拠出金	451,469,000
3. 保健事業費		3,038,185,000
	1. 健康保持増進事業費	3,038,185,000
4. 基金積立金		6,857,902,000
	1. 基金積立金	6,857,902,000
5. 公債費		1,000,000
	1. 利子	1,000,000
6. 諸支出金		14,842,366,000
	1. 償還金及び還付加算金	14,842,366,000
歳 出 合 計		898,636,719,000

(単位：円)

支 出 済 額	翌 年 度 繰 越 額	不 用 額	予 算 現 額 と 支 出 済 額 と の 比 較
866,427,941,857	0	7,017,855,143	7,017,855,143
866,427,941,857	0	7,017,855,143	7,017,855,143
311,503,144	0	139,965,856	139,965,856
311,503,144	0	139,965,856	139,965,856
2,898,641,237	0	139,543,763	139,543,763
2,898,641,237	0	139,543,763	139,543,763
6,857,901,066	0	934	934
6,857,901,066	0	934	934
0	0	1,000,000	1,000,000
0	0	1,000,000	1,000,000
14,795,221,772	0	47,144,228	47,144,228
14,795,221,772	0	47,144,228	47,144,228
891,291,209,076	0	7,345,509,924	7,345,509,924

歳入歳出差引残額

13,521,383,183 円

平成30年度

後 期 高 齡 者 医 療
特 別 会 計 歳 入 歳 出 決 算
事 項 別 明 細 書

歳 入

款	項	目	予 算 現 額			計
			当 初 予 算 額	補 正 予 算 額	継 続 費 及 び 繰 越 事 業 費 繰 越 財 源 充 当 額	
1 市町村支出金			177,010,572,000	△2,902,181,000	0	174,108,391,000
	1 市町村負担金		177,010,572,000	△2,902,181,000	0	174,108,391,000
		1 保険料等負担金	111,289,562,000	0	0	111,289,562,000

(単位：円)

節		調 定 額	収 入 済 額	不納欠損額	収入未済額	備 考
区 分	金 額					
		174,329,028,706	174,329,028,706	0	0	
		174,329,028,706	174,329,028,706	0	0	
		111,510,200,342	111,510,200,342	0	0	
1 保険料納付金	96,919,016,000	97,546,478,113	97,546,478,113	0	0	○保険料納付金 97,546,478,113 横浜市納付金 40,839,238,178 川崎市納付金 12,816,728,503 相模原市納付金 6,966,932,200 横須賀市納付金 5,075,171,070 平塚市納付金 2,470,944,760 鎌倉市納付金 3,224,827,525 藤沢市納付金 4,901,394,772 小田原市納付金 2,098,206,680 茅ヶ崎市納付金 2,820,371,620 逗子市納付金 1,039,536,950 三浦市納付金 562,661,080 秦野市納付金 1,644,280,020 厚木市納付金 2,135,807,038 大和市納付金 2,264,658,780 伊勢原市納付金 1,034,270,190 海老名市納付金 1,305,236,540 座間市納付金 1,186,569,595 南足柄市納付金 552,483,570 綾瀬市納付金 905,121,420 葉山町納付金 561,665,540 寒川町納付金 455,082,650 大磯町納付金 521,179,970 二宮町納付金 452,688,290 中井町納付金 108,963,560 大井町納付金 175,247,050 松田町納付金 144,223,400 山北町納付金 145,141,850 開成町納付金 169,654,950 箱根町納付金 149,124,140 真鶴町納付金 92,285,750 湯河原町納付金 315,390,930 愛川町納付金 358,107,320 清川村納付金 32,290,240 保険料延滞金 20,991,982

款	項	目	予 算 現 額			
			当 初 予 算 額	補 正 予 算 額	繼 続 費 及 び 繰 越 事 業 費 繰 越 財 源 充 当 額	計

(単位：円)

節		調 定 額	収 入 済 額	不納欠損額	収入未済額	備 考
区 分	金 額					
2 滞納繰越金	371,216,000	395,784,096	395,784,096	0	0	○滞納繰越金 395,784,096
						横浜市納付金 142,600,802
						川崎市納付金 69,717,014
						相模原市納付金 35,952,830
						横須賀市納付金 21,425,633
						平塚市納付金 11,077,810
						鎌倉市納付金 11,084,979
						藤沢市納付金 19,464,280
						小田原市納付金 9,848,330
						茅ヶ崎市納付金 10,498,300
						逗子市納付金 6,429,660
						三浦市納付金 3,564,620
						秦野市納付金 6,137,820
						厚木市納付金 7,591,734
						大和市納付金 9,241,950
						伊勢原市納付金 5,131,745
						海老名市納付金 2,494,950
						座間市納付金 2,274,805
						南足柄市納付金 2,559,620
						綾瀬市納付金 3,057,072
						葉山町納付金 2,587,966
						寒川町納付金 1,256,160
						大磯町納付金 1,467,210
						二宮町納付金 949,160
						中井町納付金 178,030
						大井町納付金 63,290
						松田町納付金 833,310
						山北町納付金 180,150
						開成町納付金 378,820
						箱根町納付金 1,994,390
						真鶴町納付金 926,750
						湯河原町納付金 2,575,346
						愛川町納付金 2,038,720
						清川村納付金 200,840

款	項	目	予 算 現 額			
			当 初 予 算 額	補 正 予 算 額	継 続 費 及 び 繰 越 事 業 費 繰 越 財 源 充 当 額	計

(単位：円)

節		調定額	収入済額	不納欠損額	収入未済額	備考
区分	金額					
3	保険基盤安定制度拠出金	13,999,330,000	13,567,938,133	0	0	○保険基盤安定制度拠出金 13,567,938,133
						横浜市拠出金 5,402,550,089
						川崎市拠出金 1,764,728,036
						相模原市拠出金 1,048,146,813
						横須賀市拠出金 778,497,762
						平塚市拠出金 439,163,422
						鎌倉市拠出金 334,472,377
						藤沢市拠出金 604,954,527
						小田原市拠出金 373,220,236
						茅ヶ崎市拠出金 373,812,690
						逗子市拠出金 117,389,531
						三浦市拠出金 123,655,522
						秦野市拠出金 270,512,355
						厚木市拠出金 300,694,512
						大和市拠出金 327,899,132
						伊勢原市拠出金 153,110,362
						海老名市拠出金 165,404,852
						座間市拠出金 197,906,906
						南足柄市拠出金 79,665,292
						綾瀬市拠出金 127,246,958
						葉山町拠出金 58,858,381
						寒川町拠出金 75,861,667
						大磯町拠出金 66,009,066
						二宮町拠出金 59,532,313
						中井町拠出金 17,057,018
						大井町拠出金 28,093,836
						松田町拠出金 24,300,962
						山北町拠出金 24,104,750
						開成町拠出金 22,997,836
						箱根町拠出金 30,590,874
						真鶴町拠出金 23,868,664
						湯河原町拠出金 79,497,856
						愛川町拠出金 68,128,235
						清川村拠出金 6,005,301

款	項	目	予 算 現 額			計
			当 初 予 算 額	補 正 予 算 額	継 続 費 及 び 繰 越 事 業 費 繰 越 財 源 充 当 額	
		2 療養給付費負担金	65,721,010,000	△2,902,181,000	0	62,818,829,000

(単位：円)

節		調 定 額	収 入 済 額	不納欠損額	収入未済額	備 考
区 分	金 額					
		62,818,828,364	62,818,828,364	0	0	
1 現年度分	62,818,829,000	62,818,828,364	62,818,828,364	0	0	○現年度分の療養給付費負担金 62,818,828,364 横浜市負担金 25,380,651,619 川崎市負担金 8,583,871,474 相模原市負担金 4,545,249,712 横須賀市負担金 3,744,371,722 平塚市負担金 1,949,963,074 鎌倉市負担金 1,657,392,373 藤沢市負担金 2,843,378,047 小田原市負担金 1,613,760,521 茅ヶ崎市負担金 1,636,138,943 逗子市負担金 623,359,108 三浦市負担金 482,285,844 秦野市負担金 1,215,974,522 厚木市負担金 1,310,921,714 大和市負担金 1,454,612,810 伊勢原市負担金 656,421,827 海老名市負担金 679,966,325 座間市負担金 854,635,034 南足柄市負担金 356,496,369 綾瀬市負担金 585,803,472 葉山町負担金 295,558,877 寒川町負担金 309,022,241 大磯町負担金 337,829,425 二宮町負担金 303,578,178 中井町負担金 89,355,581 大井町負担金 133,346,732 松田町負担金 122,196,515 山北町負担金 133,231,305 開成町負担金 110,903,677 箱根町負担金 124,200,909 真鶴町負担金 93,465,545 湯河原町負担金 283,720,544 愛川町負担金 283,254,774 清川村負担金 23,909,551
2 過年度分	0	0	0	0	0	

款	項	目	予 算 現 額			
			当 初 予 算 額	補 正 予 算 額	繼 続 費 及 び 繰 越 事 業 費 繰 越 財 源 充 当 額	計
2 国庫支出金	1 国庫負担金		247,671,416,000	0	0	247,671,416,000
			201,190,783,000	0	0	201,190,783,000
		1 療養給付費負担金	197,163,028,000	0	0	197,163,028,000
		2 高額医療費負担金	4,027,755,000	0	0	4,027,755,000
	2 国庫補助金		46,480,633,000	0	0	46,480,633,000
		1 財政調整交付金	42,648,987,000	0	0	42,648,987,000
		2 後期高齢者医療制度事業費補助金	652,660,000	0	0	652,660,000
		3 円滑運営臨時特例交付金	3,178,985,000	0	0	3,178,985,000
		4 災害臨時特例補助金	1,000	0	0	1,000
3 県支出金	1 県負担金		71,836,659,000	0	0	71,836,659,000
			71,836,659,000	0	0	71,836,659,000
		1 療養給付費負担金	67,811,268,000	0	0	67,811,268,000
		2 高額医療費負担金	4,025,391,000	0	0	4,025,391,000

(単位：円)

節		調 定 額	収 入 済 額	不納欠損額	収入未済額	備 考
区 分	金 額					
		257,864,798,259	257,864,798,259	0	0	
		209,739,548,152	209,739,548,152	0	0	
		205,541,786,553	205,541,786,553	0	0	
1 現年度分	197,163,027,000	205,541,786,553	205,541,786,553	0	0	○現年度分の療養給付費負担金 205,541,786,553
2 過年度分	1,000	0	0	0	0	
		4,197,761,599	4,197,761,599	0	0	
1 現年度分	4,025,390,000	4,125,480,849	4,125,480,849	0	0	○現年度分の高額医療費負担金 4,125,480,849
2 過年度分	2,365,000	72,280,750	72,280,750	0	0	○過年度分の高額医療費負担金 72,280,750
		48,125,250,107	48,125,250,107	0	0	
		45,088,648,259	45,088,648,259	0	0	
1 財政調整交付金	42,648,987,000	45,088,648,259	45,088,648,259	0	0	○普通調整交付金 44,747,435,000 ○特別調整交付金 341,213,259
		274,313,168	274,313,168	0	0	
1 健康診査事業補助金	539,792,000	208,129,000	208,129,000	0	0	○健康診査事業補助金 208,129,000
2 特別高額医療費共同事業補助金	112,868,000	66,184,168	66,184,168	0	0	○特別高額医療費共同事業補助金 66,184,168
		2,756,147,680	2,756,147,680	0	0	
1 円滑運営臨時特例交付金	3,178,985,000	2,756,147,680	2,756,147,680	0	0	○円滑運営臨時特例交付金 2,756,147,680
		6,141,000	6,141,000	0	0	
1 災害臨時特例補助金	1,000	6,141,000	6,141,000	0	0	○災害臨時特例補助金 6,141,000
		69,929,262,000	69,929,262,000	0	0	
		69,929,262,000	69,929,262,000	0	0	
		65,880,588,000	65,880,588,000	0	0	
1 現年度分	65,721,010,000	64,595,003,856	64,595,003,856	0	0	○現年度分の療養給付費負担金 64,595,003,856
2 過年度分	2,090,258,000	1,285,584,144	1,285,584,144	0	0	○過年度分の療養給付費負担金 1,285,584,144
		4,048,674,000	4,048,674,000	0	0	
1 現年度分	4,025,390,000	4,048,674,000	4,048,674,000	0	0	○現年度分の高額医療費負担金 4,048,674,000
2 過年度分	1,000	0	0	0	0	

款	項	目	予 算 現 額			計
			当 初 予 算 額	補 正 予 算 額	継 続 費 及 び 繰 越 事 業 費 繰 越 財 源 充 当 額	
4 支払基金交付金			376,973,779,000	0	0	376,973,779,000
	1 支払基金交付金		376,973,779,000	0	0	376,973,779,000
		1 後期高齢者交付金		376,973,779,000	0	0
特別高額医療 5 費共同事業交付金			338,601,000	0	0	338,601,000
	1 特別高額医療 費共同事業交付金		338,601,000	0	0	338,601,000
		特別高額医療 1 費共同事業交付金		338,601,000	0	0
6 財産収入			244,000	0	0	244,000
	1 財産運用収入		244,000	0	0	244,000
		1 利子及び配当 金		244,000	0	0
7 繰入金			6,476,168,000	0	0	6,476,168,000
	1 基金繰入金		6,476,167,000	0	0	6,476,167,000
		1 基金繰入金		6,476,167,000	0	0
	2 他会計繰入金		1,000	0	0	1,000
		1 一般会計繰入金		1,000	0	0

(単位：円)

節		調 定 額	収 入 済 額	不 納 欠 損 額	収 入 未 済 額	備 考
区 分	金 額					
		374,316,658,000	374,316,658,000	0	0	
		374,316,658,000	374,316,658,000	0	0	
		374,316,658,000	374,316,658,000	0	0	
1 現年度分	376,973,778,000	374,316,658,000	374,316,658,000	0	0	○現年度分の後期高齢者交付金 374,316,658,000
2 過年度分	1,000	0	0	0	0	
		324,549,454	324,549,454	0	0	
		324,549,454	324,549,454	0	0	
		324,549,454	324,549,454	0	0	
特別高額医療 1 費共同事業交付金	338,601,000	324,549,454	324,549,454	0	0	○特別高額医療費共同事業交付金 324,549,454
		104,066	104,066	0	0	
		104,066	104,066	0	0	
		104,066	104,066	0	0	
療養給付費等 1 支払準備基金 利子及び配当 金	244,000	104,066	104,066	0	0	○療養給付費等支払準備基金運用利子 104,066
		6,476,167,000	6,476,167,000	0	0	
		6,476,167,000	6,476,167,000	0	0	
		6,476,167,000	6,476,167,000	0	0	
療養給付費等 1 支払準備基金 繰入金	6,476,167,000	6,476,167,000	6,476,167,000	0	0	○療養給付費等支払準備基金繰入金 6,476,167,000
		0	0	0	0	
		0	0	0	0	
1 一般会計繰入金	1,000	0	0	0	0	

款	項	目	予 算 現 額			計	
			当 初 予 算 額	補 正 予 算 額	継 続 費 及 び 繰 越 事 業 費 繰 越 財 源 充 当 額		
8 繰越金			6,000,000,000	14,396,105,000	0	20,396,105,000	
	1 繰越金		6,000,000,000	14,396,105,000	0	20,396,105,000	
		1 繰越金		6,000,000,000	14,396,105,000	0	20,396,105,000
9 県財政安定化 基金借入金			1,000	0	0	1,000	
	1 県財政安定化 基金借入金		1,000	0	0	1,000	
		1 県財政安定化 基金借入金		1,000	0	0	1,000
10 諸収入			835,355,000	0	0	835,355,000	
	1 預金利子		1,000,000	0	0	1,000,000	
		1 預金利子		1,000,000	0	0	1,000,000
	2 雑入			834,355,000	0	0	834,355,000
		1 第三者納付金		698,000,000	0	0	698,000,000
		2 返納金		136,354,000	0	0	136,354,000
		3 雑入		1,000	0	0	1,000
歳 入 合 計			887,142,795,000	11,493,924,000	0	898,636,719,000	

(単位：円)

節		調 定 額	収 入 済 額	不 納 欠 損 額	収 入 未 済 額	備 考
区 分	金 額					
		20,396,104,676	20,396,104,676	0	0	
		20,396,104,676	20,396,104,676	0	0	
		20,396,104,676	20,396,104,676	0	0	
1 繰越金	20,396,105,000	20,396,104,676	20,396,104,676	0	0	○前年度繰越金 20,396,104,676
		0	0	0	0	
		0	0	0	0	
		0	0	0	0	
1 県財政安定化 基金借入金	1,000	0	0	0	0	
		1,370,517,259	1,175,920,098	0	194,597,161	
		1,059,628	1,059,628	0	0	
		1,059,628	1,059,628	0	0	
1 預金利子	1,000,000	1,059,628	1,059,628	0	0	○預金利子 1,059,628
		1,369,457,631	1,174,860,470	0	194,597,161	
		813,819,630	809,798,396	0	4,021,234	
1 第三者納付金	698,000,000	813,819,630	809,798,396	0	4,021,234	○第三者納付金 809,798,396
		363,010,345	172,434,418	0	190,575,927	
1 返納金	136,354,000	363,010,345	172,434,418	0	190,575,927	○医療機関等返納金 77,813,762 ○負担割合相違等返納金 92,242,874 負担割合相違返納金 54,777,721 資格喪失返納金 37,441,073 9 割間相違・食事差額等返納金 24,080 ○その他返納金 2,377,782
		192,627,656	192,627,656	0	0	
1 雑入	1,000	192,627,656	192,627,656	0	0	○雑入 192,627,656
		905,007,189,420	904,812,592,259	0	194,597,161	

歳 出

款	項	目	予 算 現 額				計
			当初予算額	補正予算額	継続費及び 繰越事業費 繰越額	予備費 支出及び 流用増減	
1 保険給付費			873,445,797,000	0	0	0	873,445,797,000
	1 保険給付費		873,445,797,000	0	0	0	873,445,797,000
		1 療養給付費 等	868,385,311,000	0	0	0	868,385,311,000
		2 審査支払手 数料	2,219,586,000	0	0	0	2,219,586,000
		3 葬祭費	2,840,900,000	0	0	0	2,840,900,000
特別高額医 2 療費共同事 業拠出金			451,469,000	0	0	0	451,469,000
	特別高額医 1 療費共同事 業拠出金		451,469,000	0	0	0	451,469,000
		特別高額医 1 療費共同事 業拠出金	451,469,000	0	0	0	451,469,000

(単位：円)

節		支出済額	翌年度繰越額			不用額	備 考
			継 続 費 通次繰越	繰越明許費	事故繰越		
区 分	金 額						
		866,427,941,857	0	0	0	7,017,855,143	
		866,427,941,857	0	0	0	7,017,855,143	
		861,513,292,739	0	0	0	6,872,018,261	
負担金、 19 補助及び 交付金	868,385,311,000	861,513,292,739	0	0	0	6,872,018,261	○療養給付費等 861,513,292,739 療養給付費 810,044,133,787 療養費等 14,433,025,126 高額療養費 35,937,058,099 高額介護合算療養費 1,099,075,727
		2,204,299,118	0	0	0	15,286,882	
12 役務費	2,219,586,000	2,204,299,118	0	0	0	15,286,882	○審査支払手数料 2,204,299,118
		2,710,350,000	0	0	0	130,550,000	
負担金、 19 補助及び 交付金	2,840,900,000	2,710,350,000	0	0	0	130,550,000	○葬祭費 2,710,350,000
		311,503,144	0	0	0	139,965,856	
		311,503,144	0	0	0	139,965,856	
		311,503,144	0	0	0	139,965,856	
負担金、 19 補助及び 交付金	451,469,000	311,503,144	0	0	0	139,965,856	○特別高額医療費共同事業拠出金 311,503,144

款	項	目	予 算 現 額				計
			当初予算額	補正予算額	継続費及び 繰越事業費 繰 越 額	予 備 費 支 出 及 び 流 用 増 減	
3 保健事業費			3,038,185,000	0	0	0	3,038,185,000
	1 健康保持増 進事業費		3,038,185,000	0	0	0	3,038,185,000
		1 健康診査事 業費	3,038,185,000	0	0	0	3,038,185,000
4 基金積立金			244,000	6,857,658,000	0	0	6,857,902,000
	1 基金積立金		244,000	6,857,658,000	0	0	6,857,902,000
		1 療養給付費 等支払準備 基金積立金	244,000	6,857,658,000	0	0	6,857,902,000
5 公債費			1,000,000	0	0	0	1,000,000
	1 利子		1,000,000	0	0	0	1,000,000
		1 利子	1,000,000	0	0	0	1,000,000
6 諸支出金			10,206,100,000	4,636,266,000	0	0	14,842,366,000
	1 償還金及び 還付加算金		10,206,100,000	4,636,266,000	0	0	14,842,366,000
		1 償還金及び 還付加算金	10,206,100,000	4,636,266,000	0	0	14,842,366,000
歳 出 合 計			887,142,795,000	11,493,924,000	0	0	898,636,719,000

(単位：円)

節		支出済額	翌年度繰越額			不用額	備考	
			継続費 繰越	明許費 繰越	事故繰越			
区分	金額							
		2,898,641,237	0	0	0	139,543,763		
		2,898,641,237	0	0	0	139,543,763		
		2,898,641,237	0	0	0	139,543,763		
11	需用費	992,000	810,000	0	0	0	182,000	○歯科健康診査事業印刷製本費 810,000
12	役務費	10,404,000	7,540,571	0	0	0	2,863,429	○歯科健康診査事業通信運搬費 7,540,571
13	委託料	40,092,000	28,363,032	0	0	0	11,728,968	○歯科健康診査事業委託料 28,363,032
19	負担金、 補助及び 交付金	2,986,697,000	2,861,927,634	0	0	0	124,769,366	○健康診査事業補助金 2,861,927,634
		6,857,901,066	0	0	0	0	934	
		6,857,901,066	0	0	0	0	934	
		6,857,901,066	0	0	0	0	934	
25	積立金	6,857,902,000	6,857,901,066	0	0	0	934	○療養給付費等支払準備基金積立金 6,857,901,066
		0	0	0	0	0	1,000,000	
		0	0	0	0	0	1,000,000	
		0	0	0	0	0	1,000,000	
23	償還金、 利子及び 割引料	1,000,000	0	0	0	0	1,000,000	
		14,795,221,772	0	0	0	0	47,144,228	
		14,795,221,772	0	0	0	0	47,144,228	
		14,795,221,772	0	0	0	0	47,144,228	
23	償還金、 利子及び 割引料	14,842,366,000	14,795,221,772	0	0	0	47,144,228	○償還金及び還付加算金 14,795,221,772 保険料還付金 177,019,395 還付加算金 2,584,330 特別返還金 190,300 償還金 14,615,427,747
		891,291,209,076	0	0	0	0	7,345,509,924	

平成30年度

後期高齢者医療特別会計
実質収支に関する調書

実質収支に関する調書

(後期高齢者医療特別会計)

(単位:千円)

区 分		金 額
1.	歳入総額	904,812,592
2.	歳出総額	891,291,209
3.	歳入歳出差引額	13,521,383
4.	(1) 継続費通次繰越額	0
	(2) 繰越明許費繰越額	0
	(3) 事故繰越し繰越額	0
	計	0
4.	翌年度へ繰り越すべき財源	
5.	実質収支額	13,521,383
6.	実質収支額のうち地方自治法第233条の2の規定による基金繰入額	0

平成30年度

財 産 に 関 す る 調 書

財産に関する調書

1 公有財産

該当なし

2 物品

該当なし

3 債権

該当なし

4 基金

(1) 後期高齢者医療療養給付費等支払準備基金

区 分	前年度末現在高	決算年度中増減高	決算年度末現在高
現 金	12,202,389,242 ^円	381,734,066 ^円	12,584,123,308 ^円

(2) 財政調整基金

区 分	前年度末現在高	決算年度中増減高	決算年度末現在高
現 金	862,888,559 ^円	△ 544,194,457 ^円	318,694,102 ^円

(3) 保健事業等支援基金

区 分	前年度末現在高	決算年度中増減高	決算年度末現在高
現 金	0 ^円	345,533,365 ^円	345,533,365 ^円

平成 30 年度

主要施策の成果説明書

神奈川県後期高齢者医療広域連合

< 一 般 会 計 >

総括

平成30年度一般会計は、歳入歳出予算の総額を当初35億1,536万1,000円と定めましたが、前年度剰余金の財政調整基金及び保健事業等支援基金への積立や前年度国庫支出金の確定に伴う返還金の補正を行ったため、平成30年度の予算現額としては歳入歳出ともに40億3,456万8,000円となりました。

歳入については、決算額は前年度比36%増の48億5,726万7,950円となりました。

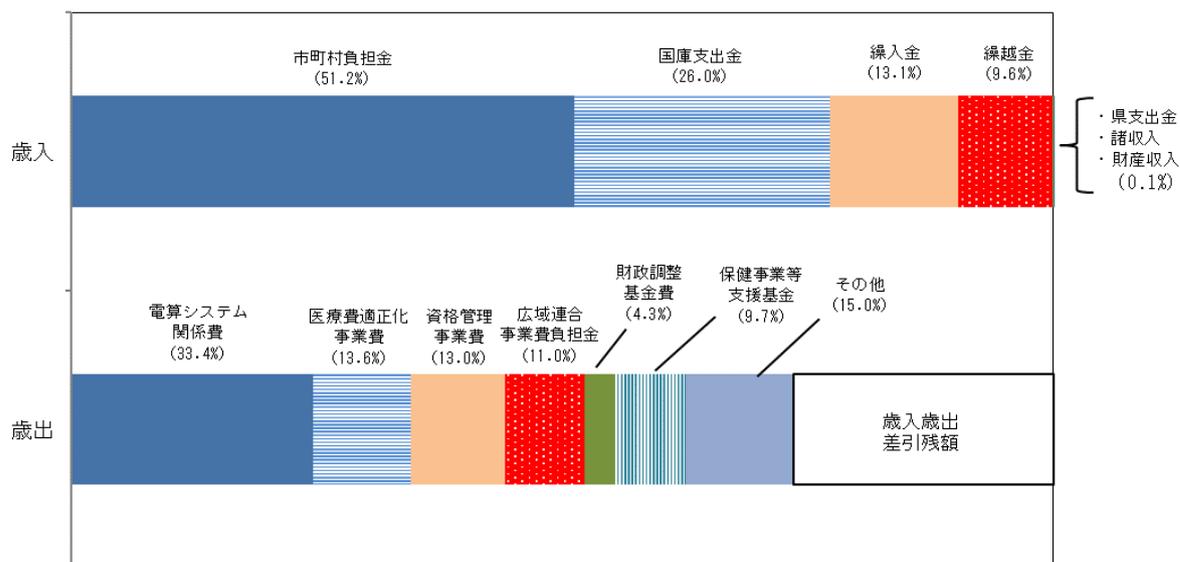
歳入の主なものは、構成市町村からの負担金24億8,584万8,000円（歳入全体の割合51.2%）、国からの支出金12億6,340万2,741円（同26.0%）などとなっています。

歳出については、決算額は前年度比15.2%増の35億7,283万1,790円となりました。

歳出の主なものは、電算システム関係費が11億9,499万7,405円（歳出全体の割合33.4%）、医療費適正化事業費が4億8,605万9,135円（同13.6%）、資格管理事業費が4億6,507万7,533円（同13.0%）、広域連合事業費負担金（広域連合事務局職員の人件費）が3億9,152万6,742円（同11.0%）、保健事業等支援基金費が3億4,553万3,365円（同9.7%）などとなっています。

その結果、歳入歳出差引残額は、12億8,443万6,160円となりました。

平成30年度一般会計歳入歳出決算額の構成割合



<<歳出の科目別執行内容の主なもの>>

1 款 議会費 <102 万 542 円>

神奈川県後期高齢者医療広域連合議会定例会を 2 回（平成30年 8 月、平成31年 3 月）開催しました。

2 款 総務費 1 項 総務管理費 <35億7, 150万4, 443円>

○広域連合運営管理費 <9, 852万2, 279円>

運営協議会（2 回）、幹事会（3 回）を開催するとともに、広域連合事務局の運営管理のための経費を支出しました。

○広域連合事業費負担金 <3億9, 152万6, 742円>

県内各市からの派遣職員の人件費相当分を、負担金として派遣元各市へ支払いました。

○高齢者医療管理費 <2億1, 814万6, 478円>

市町村が行った長寿・健康増進事業等に対し補助金を交付したほか、健康増進啓発品の作成を行い、市町村窓口で被保険者に配布しました。

また、市町村に提出された申請書等を効率的に搬送するために要した費用を支出しました。

○保険料関係事業費 <1, 343万800円>

保険料の賦課を行い、保険料額決定通知書を送付したほか、新規年齢到達者に口座振替用紙を発送しました。

○資格管理事業費 <4億6, 507万7, 533円>

被保険者の資格管理のため、被保険者証の発行及び旧被保険者証の回収勧奨を行うとともに、保険料の滞納者には、短期被保険者証を発行しました。

また、被保険者証の一斉更新を行いました。

○給付関係事業費 <1億8,062万3,690円>

療養費等の審査支払、高額療養費等の給付事務のための経費を支出しました。

○医療費適正化事業費 <4億8,605万9,135円>

レセプトの運用管理、診療報酬明細書点検をはじめ、年々増加する療養給付費等の適正化を図るため、資格過誤点検、療養費の二次点検、医療と介護の給付調整のための経費を支出しました。

○電算システム関係費 <11億9,499万7,405円>

電算処理システム（標準システム）の運用に係る経費を支出しました。
また、電算処理システムの機器更新を行いました。

○広報広聴活動関係費 <2,278万4,044円>

コールセンター業務を委託するとともに、年2回の広報紙の発行、制度周知のためのガイドブック・小冊子の作成を行いました。
また、登録モニター及び入電者に対するアンケートを行いました。

○財政調整基金費 <1億5,475万543円>

平成29年度の剰余金及び運用利子を、財政調整基金に積み立てました。

○保健事業等支援基金費 <3億4,553万3,365円>

平成29年度の剰余金及び運用利子を、保健事業等支援基金に積み立てました。

2 款 総務費 2 項 選挙費 <3万8,688円>

神奈川県後期高齢者医療広域連合選挙管理委員会を開催しました。

2 款 総務費 3 項 監査委員費 <26万8,117円>

広域連合の財務に関する事務執行等を監査する定期監査、平成29年度決算等の審査及び月1回の例月現金出納検査のための経費を支出しました。

(単位：円)

科 目	事 業 名	予 算 現 額	支 出 済 額	翌 年 度 繰 越 額	不 用 額
款 ・ 項 ・ 目					
1 議会費		1,913,000	1,020,542	0	892,458
1 議会費		1,913,000	1,020,542	0	892,458
1 議会費	議会運営費	1,913,000	1,020,542	0	892,458
2 総務費		4,022,655,000	3,571,811,248	0	450,843,752
1 総務管理費		4,022,250,000	3,571,504,443	0	450,745,557
1 一般管理費	広域連合運営管理費	103,313,000	98,522,279	0	4,790,721

事務事業実績効果等の説明

【広域連合議会の運営に関する経費】

○広域連合議会を2回開催しました。

1 広域連合議会の開催及び議決案件

- (1) 平成30年第2回定例議会（平成30年8月29日） 条例1件、予算1件、決算2件、同意1件、陳情1件

場所：川崎市コンベンションホール

- (2) 平成31年第1回定例議会（平成31年3月25日） 条例1件、予算4件、選挙1件、同意1件、陳情1件

場所：川崎市コンベンションホール

2 議員の定数及び任期

- (1) 広域連合議会議員の定数は20人

- (2) 広域連合議会議員の任期は1年

3 議員の報酬

議長（1名、日額15,000円）、副議長（1名、日額13,000円）、議員（18名、日額10,000円）

4 主な支出項目

- | | |
|---------------|----------|
| (1) 議員報酬 | 396,000円 |
| (2) 普通旅費、費用弁償 | 99,119円 |
| (3) 消耗品費、食糧費 | 10,771円 |
| (4) 郵送料 | 40,772円 |
| (5) 会場使用料 | 458,660円 |

【広域連合の運営に関する経費】

○広域連合事務局での事務運営をするために、事務室を借り上げ、文書システムの運用や各市町村との会議等を行いました。

1 主な支出項目

- | | |
|--|-------------|
| (1) 情報公開・個人情報保護審査会委員報酬（日額16,000円×延5名分） | 80,000円 |
| (2) 非常勤職員報酬 | 5,056,896円 |
| (3) 共済費 | 850,535円 |
| (4) 普通旅費、費用弁償 | 691,914円 |
| (5) 消耗品費及び光熱水費等 | 8,021,337円 |
| (6) 電話料、郵送料 | 4,775,504円 |
| (7) 庁内システム関係委託料 | 17,757,100円 |
| (8) 事務所借上料 | 38,276,580円 |
| (9) 庁内器具購入費 | 1,740,312円 |
| (10) 保険者協議会負担金、各種研修参加費等負担金 | 354,433円 |

(単位：円)

科 目		事 業 名	予 算 現 額	支 出 済 額	翌 年 度 繰 越 額	不 用 額
款 ・ 項 ・ 目						
		広域連合事業費負担金	391,941,000	391,526,742	0	414,258
		会計関係費	54,000	52,429	0	1,571

事務事業実績効果等の説明

2 各種会議の開催状況

(1) 運営協議会の開催

県内33市町村の首長で構成される運営協議会を平成30年7月と平成31年2月に開催しました。

(2) 幹事会の開催

県内33市町村の後期高齢者医療制度所管課長で構成される幹事会を3回（平成30年7月、11月、平成31年2月）開催しました。

(3) 情報公開・個人情報保護審査会の開催

情報公開・個人情報保護審査会を1回（平成30年6月）開催し、個人情報を取り扱う事務の委託などについて、審査しました。

【広域連合職員の人件費に関する経費】

○広域連合事務局で従事する職員48名の人件費負担金を派遣元各市に支出しました。

◎職員構成

管 理 職	6 人
一 般 職	43 人
計	49 人

◎組織別職員構成

	事務局長・事務局次長	課長	係長	係員
事務局長	1人	—	—	—
総務課	1人	—	2人	7人
企画課	—	2人	2人	8人
資格保険料課	—	1人	2人	8人
給付課	—	1人	2人	12人

※神奈川県からの派遣職員（事務局次長兼総務課長）については派遣元が人件費を負担

【会計事務に関する経費】

○公金の出納事務、審査事務を行うための経費を支出しました。

1 主な支出項目

- (1) 消耗品費 8,365円
- (2) 金融機関マルチウェブ使用料 25,920円
- (3) 貸金庫等使用料等 18,144円

(単位：円)

科 目		事 業 名	予 算 現 額	支 出 済 額	翌 年 度 繰 越 額	不 用 額
款 ・ 項 ・ 目						
		高齢者医療管理費	334,838,000	218,146,478	0	116,691,522
		保険料関係事業費	29,286,000	13,430,800	0	15,855,200
		資格管理事業費	519,311,000	465,077,533	0	54,233,467

事務事業実績効果等の説明

【制度の円滑運営、市町村との連絡調整に関する経費】

○後期高齢者医療制度の円滑な運営のために必要な経費や、各市町村との連絡調整に要する経費を支出しました。

1 主な支出項目

- (1) 健康増進啓発チラシ入り被保険者証用ソフトカバーケース作成費 925,344円
- (2) 市町村との連絡のための搬送便業務委託料 5,508,000円
- (3) 応訴事務委託料 1,080,000円
- (4) 市町村補助金 191,662,000円
 - ① 国からの特別調整交付金を財源とする長寿・健康増進事業の実施に対する補助金
 - 21市町 164,189,000円
 - ② 国からの事業費補助金を財源とする高齢者の低栄養防止・重症化予防等の推進に対する補助金
 - 5市 18,178,000円
 - ③ 国からの特別調整交付金を財源とする保険者インセンティブ評価対象事業等の実施に対する補助金
 - 5市町 9,295,000円
- (5) 償還金 18,930,634円
 - ① 平成29年度財政調整交付金返還金 9,251,634円
 - ② 平成29年度後期高齢者医療制度事業費補助金返還金 9,679,000円

【保険料の賦課に関する経費】

○保険料の賦課等に関する事務に要する経費を支出しました。

1 主な支出項目

- (1) 年齢到達者口座振替用紙郵送料 6,354,912円
- (2) 年齢到達者口座振替用紙送付事業委託料 2,401,162円
- (3) 市町村補助金 1,986,654円
 - ① 国からの特別調整交付金を財源とする保険料システム誤り対応事業に対する補助金
 - 4市 49,654円
 - ② 国からの事業費補助金を財源とする保険料収納対策事業に対する補助金
 - 9市町 1,937,000円

【被保険者の資格管理、被保険者証等の交付に関する経費】

○後期高齢者医療被保険者の資格管理業務に関する事務に要する経費を支出しました。

1 主な支出項目

- (1) 臓器提供意思表示欄保護シール作成費（1,215,700部） 6,472,873円
- (2) 被保険者証等の送付に係る郵送料 401,612,470円
- (3) 被保険者証等作成封入封緘業務委託料 52,123,133円
 - ※「後発医薬品希望カード」を被保険者証に同封
- (4) 医療被保険者証更新案内ポスター等作成及び封入封緘業務委託 529,200円

科 目		事 業 名	予 算 現 額	支 出 済 額	翌 年 度 繰 越 額	不 用 額
款 ・ 項 ・ 目						
		給付関係事業費	230,226,000	180,623,690	0	49,602,310
		医療費適正化事業費	537,015,000	486,059,135	0	50,955,865
		電算システム関係費	1,346,895,000	1,194,997,405	0	151,897,595

事務事業実績効果等の説明

【給付に関する経費】

○高額療養費、高額介護合算療養費、療養費等の支給に要する経費を支出しました。

1 主な支出項目

- (1) 消耗品費 17,841円
- (2) 療養費支給申請書、発送用封筒作成費等 354,855円
- (3) 療養費の支給決定通知等の送付に係る郵送料 71,323,021円
- (4) 電算処理システムバッチ帳票作成委託料 18,612,548円
- (5) 給付関連入力処理業務委託料 54,843,905円
- (6) 給付申請書入力等業務委託料 35,471,520円

【医療費適正化に関する経費】

○レセプトの運用管理、診療報酬明細書点検をはじめ、年々増加する療養給付費等の適正化を図るため、資格過誤点検、療養費の二次点検、医療と介護の給付調整のための経費を支出しました。

1 主な支出項目

- (1) 消耗品費等 90,470円
- (2) 医療費通知等の送付に係る郵送料 146,510,823円
- (3) レセプト管理システム運用業務委託料 181,725,619円
- (4) レセプト及び療養費支給申請書の点検等業務委託 39,488,902円
- (5) 診療報酬明細書点検業務委託料（点検件数223,397件） 12,984,656円
- (6) 医療費通知及作成等業務委託料 23,328,583円（発送数 1回目1,054,362通 2回目1,009,841通（年2回））
- (7) 不当利得求償業務委託料 13,176,000円
- (8) 第三者行為損害賠償請求事務委託料 37,679,173円
- (9) 保健指導対象者候補抽出等業務委託 4,288,464円
- (10) 訪問等保健指導業務委託 3,752,568円
(糖尿病性腎症重症化予防事業 訪問数 初回訪問11回 継続訪問10回 電話フォロー20回)
(重複・頻回受診者、重複投薬者訪問指導 訪問数 初回訪問89回 継続訪問60回)
- (11) 後発医薬品利用通知及作成等業務委託料 710,648円（発送数 40,174通（年1回））

【電算処理システムに関する経費】

○電算処理システム（標準システム）の運用に要する経費を支出しました。

1 主な支出項目

- (1) 電算処理システム関係消耗品費等 367,928円
- (2) 電算処理システム運用及び関連業務委託等 1,083,481,677円
(※ うち、機器更新に係る業務委託 318,225,078円)
- (3) 標準システムクライアント端末等賃貸借等 38,476,952円
- (4) 医療保険者向け中間サーバー等運営負担金 72,670,848円

(単位：円)

科 目		事 業 名	予 算 現 額	支 出 済 額	翌 年 度 繰 越 額	不 用 額
款 ・ 項 ・ 目						
		広報広聴活動関係費	28,788,000	22,784,044	0	6,003,956
	2 財政調整基金費	財政調整基金費	155,049,000	154,750,543	0	298,457
	3 保健事業等支援基金	保健事業等支援基金費	345,534,000	345,533,365	0	635
	2 選挙費		62,000	38,688	0	23,312
	1 選挙管理委員会費	選挙管理運営費	62,000	38,688	0	23,312

事務事業実績効果等の説明

【制度の広報広聴に関する経費】

○後期高齢者医療制度について広く周知するため、各種冊子（ガイドブック、小冊子、広報紙）を発行するとともに、被保険者の意見を広く聴取するため、登録モニター及び入電者に対するアンケートを実施し、若い世代に向けた周知ポスターも作成しました。また、効率的な電話対応を行うためのコールセンター業務に要する経費を支出しました。

1 主な支出項目

- | | |
|------------------------------------|-------------|
| (1) 広報紙作成費（年2回発行、計170,000部） | 1,095,120円 |
| (2) 後期高齢者医療制度ガイドブック作成費（45,500部） | 991,645円 |
| (3) 小冊子作成費（年2回発行、計251,000部） | 2,153,611円 |
| (4) 郵送料等 | 73,561円 |
| (5) コールセンター業務委託料（年間問い合わせ件数32,310件） | 16,238,340円 |

【財政調整基金への積立金】

○前年度剰余金及び基金運用による利子を財政調整基金に積み立てました。

1 主な支出項目

- | | |
|---------------|--------------|
| (1) 平成29年度剰余金 | 154,748,641円 |
| (2) 運用収入 | 1,902円 |

【保健事業等支援基金への積立金】

○前年度剰余金及び基金運用による利子を財政調整基金に積み立てました。

1 主な支出項目

- | | |
|---------------|--------------|
| (1) 平成29年度剰余金 | 345,530,000円 |
| (2) 運用収入 | 3,365円 |

【選挙管理委員会の運営に関する経費】

○選挙管理委員会を1回開催しました（平成30年6月15日）。

1 主な支出項目

- | | |
|---------------------------------|---------|
| (1) 選挙管理委員会委員報酬（委員：3名、日額6,000円） | 18,000円 |
| (2) 職員旅費 | 18,322円 |

(単位：円)

科 目	事 業 名	予 算 現 額	支 出 済 額	翌 年 度 繰 越 額	不 用 額
款・項・目					
3 監査委員費		343,000	268,117	0	74,883
1 監査委員費	監査委員費	343,000	268,117	0	74,883
3 予備費		10,000,000	0	0	10,000,000
1 予備費		10,000,000	0	0	10,000,000
1 予備費	予備費	10,000,000	0	0	10,000,000
合 計		4,034,568,000	3,572,831,790	0	461,736,210

【監査の実施に関する経費】

○毎月1回の監査委員定例会（決算審査、定期監査を含む。）を開催しました。

1 監査の実施状況

(1) 決算審査(平成29年度分)

期日：平成30年7月26日 場所：広域連合会議室

(2) 定期監査(平成29年度下期分、平成30年度上期分)

期日：平成31年1月25日 場所：広域連合会議室

(3) 例月現金出納検査

期日：毎月25日前後（12回開催） 場所：広域連合会議室

2 主な支出項目

(1) 委員報酬（代表監査委員：1名、日額7,000円 監査委員：1名、日額6,000円） 233,000円

(2) 普通旅費、費用弁償 32,423円

(3) 消耗品費、監査定例会に係る食糧費 2,694円

【予算外又は予算超過の支出に充てるための経費】

< 後期高齢者医療特別会計 >

総括

平成30年度後期高齢者医療特別会計は、歳入歳出予算の総額を当初8,871億4,279万5,000円と定めました。前年度剰余金の療養給付費等支払準備基金への積立や国庫支出金等の確定に伴う返還金の補正を行ったため、平成30年度の予算現額としては歳入歳出ともに8,986億3,671万9,000円となりました。

歳入については、被保険者の増加等による療養給付費等の増に伴い、市町村支出金、国庫支出金及び支払基金交付金が前年度と比べて2.5%増加したものの、繰越金が前年度と比べて20.6%減少したことから、決算額は前年度比2.4%増の9,048億1,259万2,259円となりました。

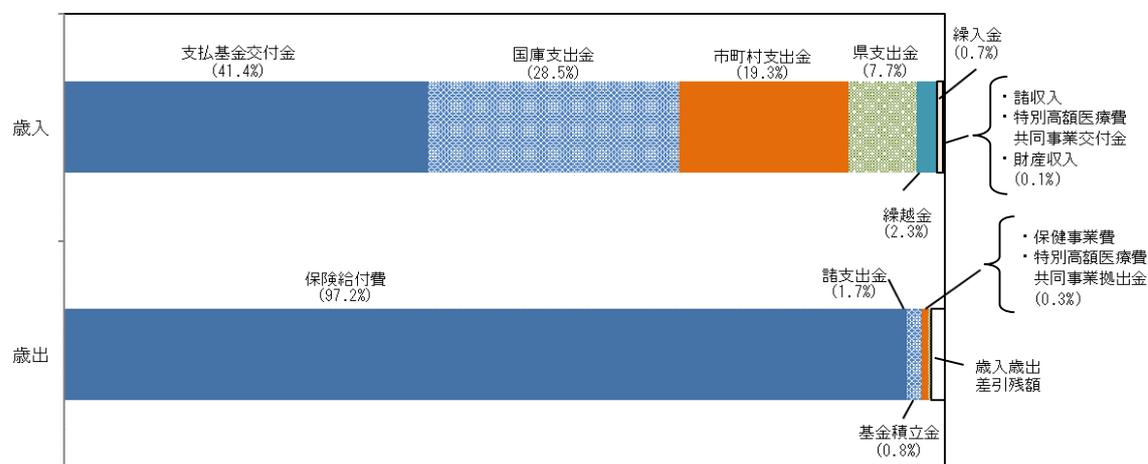
歳入の主なものは、支払基金交付金3,743億1,665万8,000円（歳入全体の割合41.4%）、国庫支出金2,578億6,479万8,259円（同28.5%）、市町村支出金1,743億2,902万8,706円（同19.3%）、県支出金699億2,926万2,000円（同7.7%）などとなっています。

歳出については、療養給付費が前年度と比べて3.9%増加したことから、決算額は前年度比3.3%増の8,912億9,120万9,076円となりました。

歳出の主なものは、保険給付費の8,664億2,794万1,857円で、歳出全体の97.2%を占めています。

その結果、歳入歳出差引残額は135億2,138万3,183円となりました。

平成30年度後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算額の構成割合



≪歳出の科目別執行内容の主なもの≫

1 款 保険給付費 <8,664 億 2,794 万 1,857 円>

被保険者が受診した医療機関等に支払う医療費等として、療養給付費 8,100 億 4,413 万 3,787 円、療養費等 144 億 3,302 万 5,126 円、高額療養費 359 億 3,705 万 8,099 円、高額介護合算療養費 10 億 9,907 万 5,727 円、審査支払手数料 22 億 429 万 9,118 円、葬祭費 27 億 1,035 万円を支出しました。

2 款 特別高額医療費共同事業拠出金 <3 億 1,150 万 3,144 円>

1 件 400 万円を超える医療費については、全国の広域連合が共同でその医療費の一部を負担する事業を実施しており、指定法人である国民健康保険中央会へ拠出金 3 億 1,150 万 3,144 円を支出しました。

3 款 保健事業費 <28 億 9,864 万 1,237 円>

市町村が実施した健康診査事業に対し、補助金を交付したほか、歯科健康診査事業の実施等により、28 億 9,864 万 1,237 円を支出しました。

6 款 諸支出金<147 億 9,522 万 1,772 円>

保険料還付金、国庫支出金及び県支出金の償還金等として、147 億 9,522 万 1,772 円を支出しました。

(単位：円)

科 目	事 業 名	予 算 現 額	支 出 済 額	翌 年 度 繰 越 額	不 用 額
款・項・目					
1 保険給付費		873,445,797,000	866,427,941,857	0	7,017,855,143
1 保険給付費		873,445,797,000	866,427,941,857	0	7,017,855,143
1 療養給付費等	療養給付費等	868,385,311,000	861,513,292,739	0	6,872,018,261
	内				
	療養給付費	813,503,359,000	810,044,133,787	0	3,459,225,213
	療養費等	15,196,743,000	14,433,025,126	0	763,717,874
	高額療養費	38,586,133,000	35,937,058,099	0	2,649,074,901
	高額介護合算療養費	1,099,076,000	1,099,075,727	0	273
2 審査支払手数料	審査支払手数料	2,219,586,000	2,204,299,118	0	15,286,882
3 葬祭費	葬祭費	2,840,900,000	2,710,350,000	0	130,550,000
2 特別高額医療費共同事業拠出金		451,469,000	311,503,144	0	139,965,856
1 特別高額医療費共同事業拠出金		451,469,000	311,503,144	0	139,965,856
1 特別高額医療費共同事業拠出金	特別高額医療費共同事業拠出金	451,469,000	311,503,144	0	139,965,856

事務事業実績効果等の説明

【療養給付費等】 平成30年度平均被保険者数 1,088,568 人 (1,042,225 人) ※括弧内は平成29年度実績

○被保険者の疾病、負傷に係る給付を行いました。

(1) 療養給付費 810,044,133,787 円 (778,237,119,378 円)

保険医療機関等に対して、療養の給付（診察、薬剤・治療材料の支給、治療、看護等）、入院時食事療養費、入院時生活療養費、訪問看護療養費などの自己負担分を除いた費用を支払います。（現物給付）

(2) 療養費等 948,236 件 (937,908 件) 14,433,025,126 円 (14,069,030,384 円)

被保険者が柔道整復師、はり・きゅう・マッサージ師の施術を受けた場合で、受領委任に同意したとき、施術所等に対して自己負担分を除いた費用を支払います。（現物給付）

また、被保険者が急病など緊急その他やむを得ない事情で保険証を持参できなかったときなどに、医療費の全額を保険医療機関等で支払った後、申請し、広域連合から認められた場合には、自己負担分を除いた額を支払います。（現金給付）

(3) 高額療養費 1,753,763 件 (1,904,596 件) 35,937,058,099 円 (36,148,384,249 円)

1カ月（同じ月内）の医療費の自己負担が高額になったとき、自己負担限度額を超えた分を後から支払います。また、自己負担が同一月・同一医療機関において自己負担限度額を超えたときは、現物給付されます。（現金・現物給付）

(4) 高額介護合算療養費 65,897 件 (62,345 件) 1,099,075,727 円 (1,045,835,981 円)

同一世帯の被保険者において、医療保険の負担と介護保険の負担の両方が発生している場合で、年間の医療と介護の自己負担額を合算して基準額を超えた場合に、その超えた分を還付金として支払います。（現金給付）

【審査支払手数料】

○療養給付費の審査支払事務に要する手数料を支出しました。

(1) 審査支払手数料 35,465,689 円 (32,388,034 円) 2,204,299,118 円 (1,844,786,969 円)

【葬祭費】

○被保険者の死亡に際して、その葬祭を行った方に、申請により葬祭費として5万円の支給を行いました。

(1) 葬祭費 54,207 件 (51,907 件) 2,710,350,000 円 (2,595,350,000 円)

【特別高額医療費共同事業拠出金】

○1件400万円を超える医療費については、全国の広域連合が共同でその医療費の一部を負担する事業を実施しており、指定法人である国民健康保険中央会へ拠出金を支出しました。

(単位：円)

科 目	事 業 名	予 算 現 額	支 出 済 額	翌 年 度 繰 越 額	不 用 額
款・項・目					
3 保健事業費		3,038,185,000	2,898,641,237	0	139,543,763
1 健康保持増進事業費		3,038,185,000	2,898,641,237	0	139,543,763
1 健康診査事業費	歯科健康診査事業 印刷製本費	992,000	810,000	0	182,000
	歯科健康診査事業 通信運搬費	10,404,000	7,540,571	0	2,863,429
	歯科健康診査事業 委託料	40,092,000	28,363,032	0	11,728,968
	健康診査事業補助金	2,986,697,000	2,861,927,634	0	124,769,366
4 基金積立金		6,857,902,000	6,857,901,066	0	934
1 基金積立金		6,857,902,000	6,857,901,066	0	934
1 療養給付費等支払 準備基金積立金	療養給付費等支払 準備基金積立金	6,857,902,000	6,857,901,066	0	934
5 公債費		1,000,000	0	0	1,000,000
1 利子		1,000,000	0	0	1,000,000
1 利子	利子	1,000,000	0	0	1,000,000

事 務 事 業 実 績 効 果 等 の 説 明

【健康診査事業費】

(歯科健康診査事業)

○前年度で満75歳に達した被保険者の方を対象に、歯科健康診査事業を実施しました。

(1) 歯科健康診査事業印刷製本費	810,000 円
歯科健康診査帳票及び歯科健康診査実施要領の印刷費	
(2) 歯科健康診査事業通信運搬費	7,540,571 円
歯科健康診査受診案内の郵送料	
(3) 歯科健康診査事業委託料	28,363,032 円
歯科健康診査案内状等作成業務及び歯科健康診査業務の委託費	
<参考> 受診実績 健診対象者数	97,362 人
受診者数	4,537 人
受診率	4.66 %

(健康診査事業)

○市町村が行った健康診査事業に対して、健康診査事業補助金を交付しました。

(4) 健康診査事業補助金	2,861,927,634 円
<参考> 受診実績 健診対象者数	1,067,908 人
受診者数	281,534 人 (集団検診) 9,289 人 (個別健診) 272,245 人
受診率	26.36 %

【療養給付費等支払準備基金積立金】

○療養給付費等の年度間変動に対応し、当該支払いに充てるため、剰余金を基金に積み立てました。

(1) 積立額	6,857,901,066 円
<参考> 取崩額	6,476,167,000 円 (平成30年度特別会計「繰入金」として歳入)

【一時借入を実施した場合の利子】

(単位：円)

科 目	事 業 名	予 算 現 額	支 出 済 額	翌 年 度 繰 越 額	不 用 額
款 ・ 項 ・ 目					
6 諸支出金		14,842,366,000	14,795,221,772	0	47,144,228
1 償還金及び還付加算金		14,842,366,000	14,795,221,772	0	47,144,228
1 償還金及び還付加算金	償還金及び還付加算金	14,842,366,000	14,795,221,772	0	47,144,228
合 計		898,636,719,000	891,291,209,076	0	7,345,509,924

事務事業実績効果等の説明

【償還金及び還付加算金】

○保険料還付金、国庫支出金及び県支出金の返還金等を支出しました。

(1) 保険料還付金	177,019,395 円
(2) 還付加算金	2,584,330 円
(3) 特別返還金	190,300 円
(4) 後期高齢者医療給付費国庫負担金返還金	13,167,226,843 円
(5) 後期高齢者医療高額医療費国庫負担金返還金	72,280,750 円
(6) 後期高齢者医療財政調整交付金返還金	36,976,366 円
(7) 後期高齢者医療制度事業費補助金返還金	1,210,000 円
(8) 高齢者医療制度円滑運営臨時特例特例交付金返還金	167,233,075 円
(9) 後期高齢者交付金返還金	1,169,879,552 円
(10) 高齢者医療災害時円滑運営臨時特例補助金返還金	292,000 円
(11) 保険給付費過誤納付返還金	329,161 円

< 参 考 资 料 >

神奈川県及び全国の後期高齢者医療被保険者数及び人口等の推移 (単位：人)

	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
県人口 (年度平均)	9,079,612	9,096,437	9,121,498	9,144,027	9,160,054	9,178,458
県被保険者数 (年度平均)	872,829	904,326	945,361	993,631	1,042,225	1,088,568
県人口に占める割合	9.61%	9.94%	10.36%	10.87%	11.38%	11.86%
全国人口 (年度平均)	127,393,098	127,217,092	127,075,300	126,908,170	126,689,861	126,426,406
全国被保険者数 (年度平均)	15,266,362	15,545,307	15,944,315	16,457,820	16,963,330	—
全国人口に占める割合	11.98%	12.22%	12.55%	12.97%	13.39%	—

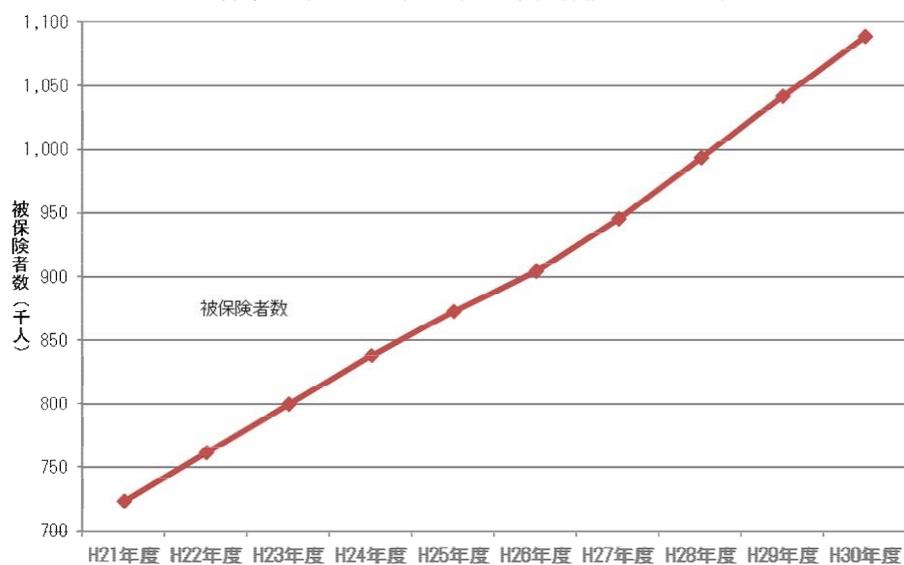
(出典等)

県人口 (年度平均)：『神奈川県人口統計調査』をもとに算出

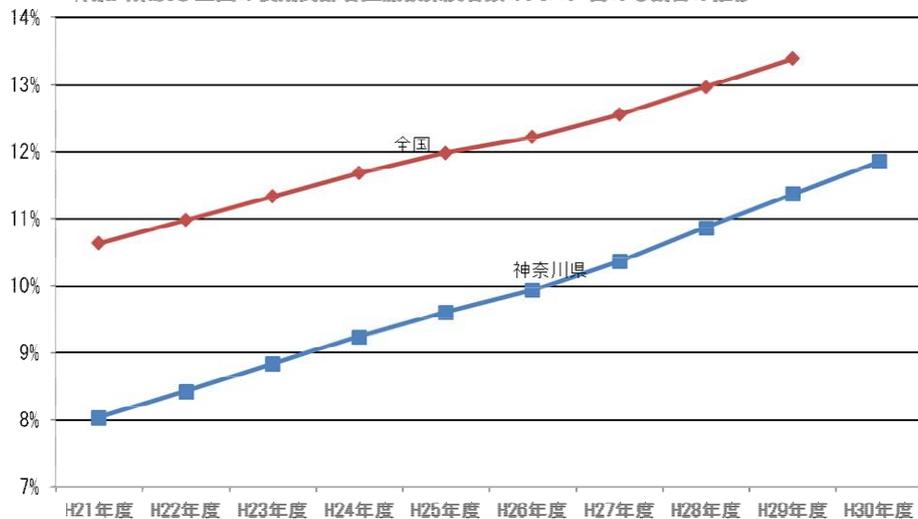
全国被保険者数 (年度平均)：『後期高齢者医療事業状況報告 第2表 都道府県別医療費の状況』(平成30年度は未発表)

全国人口 (年度平均)：『人口推計』をもとに算出

神奈川県の後期高齢者医療被保険者数の推移



神奈川県及び全国の後期高齢者医療被保険者数の人口に占める割合の推移



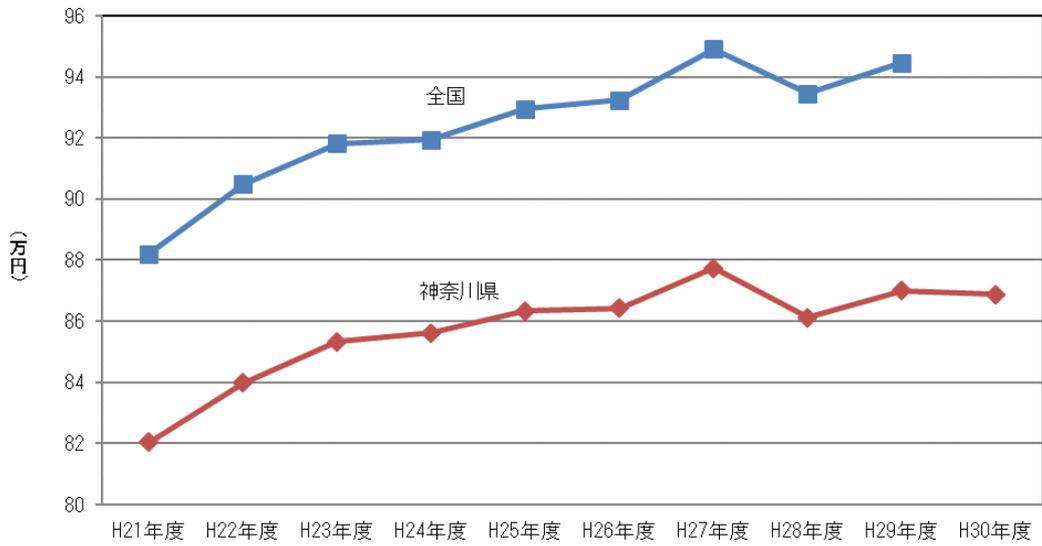
神奈川県及び全国の後期高齢者医療制度の1人あたり医療費の推移 (単位：円)

	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
神奈川県	863,346	864,269	877,313	861,265	870,069	868,768
全国	929,573	932,290	949,070	934,547	944,561	—

(出典等)

全国：『後期高齢者医療事業状況報告 第2表 都道府県別医療費の状況』（平成30年度は未発表）

神奈川県及び全国の後期高齢者医療制度の
1人あたり医療費の推移



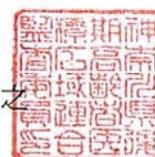
31 神広監第 18 号
令和元年 7 月 25 日

神奈川県後期高齢者医療広域連合
広域連合長 福田 紀彦 様

神奈川県後期高齢者医療広域連合

監査委員

松井 宣之



監査委員職務執行者

渡邊 忠則



平成 30 年度神奈川県後期高齢者医療広域連合一般会計・後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算審査意見について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 292 条において準用する第 233 条第 2 項の規定により審査に付された平成 30 年度神奈川県後期高齢者医療広域連合一般会計・後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算及び証書類その他政令で定める書類を審査したので、その結果について、次のとおり意見を提出する。

平成 30 年度

神奈川県後期高齢者医療広域連合
一般会計・後期高齢者医療特別会計
歳入歳出決算審査意見書

神奈川県後期高齢者医療広域連合監査委員

平成 30 年度神奈川県後期高齢者医療広域連合一般会計・後期高齢者
医療特別会計歳入歳出決算の審査意見

第 1 審査の対象

- (1) 一般会計歳入歳出決算書・歳入歳出決算事項別明細書・実質収支に関する
調書
- (2) 後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算書・歳入歳出決算事項別明細書・実
質収支に関する調書
- (3) 財産に関する調書

第 2 審査の期間

令和元年 6 月 1 日から令和元年 7 月 25 日まで

第 3 審査の方法

平成30年度一般会計及び後期高齢者医療特別会計決算の審査に当たっては、
監査実施計画書に基づき、決算計数が正確であるか、予算の執行が適正かつ効
率的に行われているかといった点を検証するため、関係帳票類との照合等を行
うとともに、必要に応じて関係職員に資料提出や説明を求め、さらに例月現金
出納検査の提出資料も参考にして審査した。

第 4 審査の結果

審査に付された各会計歳入歳出決算書、同事項別明細書、実質収支に関する
調書及び財産に関する調書の計数は、いずれも正確であると認められた。

歳入歳出予算の執行は、全体としては適正かつ効率的に施行されていると認
められた。

第5 審査の概要

1 歳入歳出決算書及び同事項別明細書の審査

(1) 総括

ア 決算状況

平成30年度一般会計及び後期高齢者医療特別会計の決算状況は、次表のとおりである。

(単位：円)

区分	予算現額	歳入	歳出	歳入歳出差引額	
総額	902,671,287,000	909,669,860,209	894,864,040,866	14,805,819,343	
内訳	一般会計	4,034,568,000	4,857,267,950	3,572,831,790	1,284,436,160
	後期高齢者医療特別会計	898,636,719,000	904,812,592,259	891,291,209,076	13,521,383,183

本年度は、予算現額9,026億7,128万7,000円に対し

歳入9,096億6,986万209円

(予算現額に対する割合100.78%)

歳出8,948億6,404万866円

(予算現額に対する割合99.14%)

差引額は148億581万9,343円である。

イ 前年度との比較

決算収支の前年度との比較は、次表のとおりである。

決算収支年度別比較表

(単位：円)

区分	平成30年度	平成29年度	増減額	前年度比率	
歳入	909,669,860,209	887,142,652,119	22,527,208,090	102.54%	
歳出	894,864,040,866	866,276,122,728	28,587,918,138	103.30%	
歳入歳出差引額 A	14,805,819,343	20,866,529,391	△ 6,060,710,048	70.95%	
内訳	一般会計	1,284,436,160	470,424,715	814,011,445	273.04%
	後期高齢者医療特別会計	13,521,383,183	20,396,104,676	△ 6,874,721,493	66.29%
翌年度に繰り越すべき財源 B	0	0	0	-	
内訳	一般会計	0	0	0	-
	後期高齢者医療特別会計	0	0	0	-
実質収支 C(=A-B)	14,805,819,343	20,866,529,391	△ 6,060,710,048	70.95%	
単年度収支 C-(前年度C)	△ 6,060,710,048	△ 5,231,061,213	△ 829,648,835	-	

(注) 前年度比率については、小数点以下第3位を四捨五入している。

決算額を前年度と比較すると、歳入額は225億2,720万8,090円(2.54%)の増、歳出額は285億8,791万8,138円(3.30%)の増であった。

一般会計と後期高齢者医療特別会計を合わせた歳入歳出差引額は148億581万9,343円で、翌年度に繰り越すべき財源がないため、実質収支も同額となっている。

なお、この中には前年度の繰越額208億6,652万9,391円が含まれており、これを差し引いた単年度収支は、△60億6,071万48円となっている。

(2) 一般会計

ア 歳入

歳入予算の款別執行状況は、次表のとおりである。

(単位：円)

区 分	予算現額 A	調定額 B	収入済額 C	予算現額と収入 済額との比較 C-A	収入 未済額 B-C	不納 欠損額	収入率 C/A
分担金及び 負担金	2,485,848,000	2,485,848,000	2,485,848,000	0	0	0	100.00%
国庫支出金	439,995,000	1,263,402,741	1,263,402,741	823,407,741	0	0	287.14%
財産収入	305,000	6,827	6,827	△ 298,173	0	0	2.24%
繰入金	635,945,000	635,945,000	635,945,000	0	0	0	100.00%
繰越金	470,425,000	470,424,715	470,424,715	△ 285	0	0	100.00%
諸収入	101,000	72,667	72,667	△ 28,333	0	0	71.95%
県支出金	1,949,000	1,568,000	1,568,000	△ 381,000	0	0	80.45%
計	4,034,568,000	4,857,267,950	4,857,267,950	822,699,950	0	0	120.39%

(注) 収入率については、小数点以下第3位を四捨五入している。また、端数調整していないため、合計等と一致しない場合がある。

収入済額は、48億5,726万7,950円であり、予算現額(40億3,456万8,000円)に比べ、8億2,269万9,950円の増であった。

収入済額が増加した主な理由としては、国庫支出金が8億2,340万7,741円増加したためである。

予算現額(40億3,456万8,000円)に対する収入率は120.39%である。

また、収入未済額及び不納欠損額は0円である。

イ 歳出

歳出予算の款別執行状況は、次表のとおりである。

(単位：円)

区 分	予算現額 A	支出済額 B	翌年度繰越額 C	不 用 額 A - (B+C)	執行率 B/A
議 会 費	1,913,000	1,020,542	0	892,458	53.35%
総 務 費	4,022,655,000	3,571,811,248	0	450,843,752	88.79%
予 備 費	10,000,000	0	0	10,000,000	0.00%
計	4,034,568,000	3,572,831,790	0	461,736,210	88.56%

(注) 執行率については、小数点以下第3位を四捨五入している。また、端数調整していないため、合計等と一致しない場合がある。

支出済額は、35億7,283万1,790円であった。

予算現額(40億3,456万8,000円)に対する執行率は88.56%であり、翌年度に繰り越すべき額は0円であったため、4億6,173万6,210円が不用額となった。

支出済額(35億7,283万1,790円)の内訳は、総務費(35億7,181万1,248円)が大部分を占めている。

(3) 後期高齢者医療特別会計

ア 歳入

歳入予算の款別執行状況は、次表のとおりである。

(単位：円)

区 分	予算現額 A	調定額 B	収入済額 C	予算現額と収入済額 との比較 C-A	収入未済額 B-C	不納 欠損 額	収入率 C/A
市町村 支出金	174,108,391,000	174,329,028,706	174,329,028,706	220,637,706	0	0	100.13%
国庫 支出金	247,671,416,000	257,864,798,259	257,864,798,259	10,193,382,259	0	0	104.12%
県支出金	71,836,659,000	69,929,262,000	69,929,262,000	△ 1,907,397,000	0	0	97.34%
支払基金 交付金	376,973,779,000	374,316,658,000	374,316,658,000	△ 2,657,121,000	0	0	99.30%
特別高額医療費 共同事業交付金	338,601,000	324,549,454	324,549,454	△ 14,051,546	0	0	95.85%
財産収入	244,000	104,066	104,066	△ 139,934	0	0	42.65%
繰入金	6,476,168,000	6,476,167,000	6,476,167,000	△ 1,000	0	0	100.00%
繰越金	20,396,105,000	20,396,104,676	20,396,104,676	△ 324	0	0	100.00%
県財政安定化 基金借入金	1,000	0	0	△ 1,000	0	0	0.00%
諸収入	835,355,000	1,370,517,259	1,175,920,098	340,565,098	194,597,161	0	140.77%
計	898,636,719,000	905,007,189,420	904,812,592,259	6,175,873,259	194,597,161	0	100.69%

(注) 収入率については、小数点以下第3位を四捨五入している。また、端数調整していないため、合計等と一致しない場合がある。

収入済額は、9,048億1,259万2,259円であり、予算現額(8,986億3,671万9,000円)に比べ、61億7,587万3,259円の増であった。

収入済額が増加した主な理由としては、国庫支出金が101億9,338万2,259円、諸収入が3億4,056万5,098円増加したためである。

予算現額(8,986億3,671万9,000円)に対する収入率は100.69%である。

また、収入未済額は1億9,459万7,161円で、諸収入の雑入(第三者納付金及び返納金)において発生している。

イ 歳出

歳出予算の款別執行状況は、次表のとおりである。

(単位：円)

区 分	予算現額 A	支出済額 B	翌年度 繰越額 C	不 用 額 A - (B+C)	執行率 B/A
保 険 給 付 費	873,445,797,000	866,427,941,857	0	7,017,855,143	99.20%
特別高額医療費 共同事業拠出金	451,469,000	311,503,144	0	139,965,856	69.00%
保 健 事 業 費	3,038,185,000	2,898,641,237	0	139,543,763	95.41%
基 金 積 立 金	6,857,902,000	6,857,901,066	0	934	100.00%
公 債 費	1,000,000	0	0	1,000,000	0.00%
諸 支 出 金	14,842,366,000	14,795,221,772	0	47,144,228	99.68%
計	898,636,719,000	891,291,209,076	0	7,345,509,924	99.18%

(注) 執行率については、小数点以下第3位を四捨五入している。また、端数調整していないため、合計等と一致しない場合がある。

支出済額は、8,912億9,120万9,076円であった。

予算現額(8,986億3,671万9,000円)に対する執行率は、99.18%であり、翌年度に繰り越すべき額は0円であったため、73億4,550万9,924円が不用額となった。

支出済額(8,912億9,120万9,076円)の内訳は、保険給付費(8,664億2,794万1,857円)が大部分を占めている。

2 実質収支に関する調書の審査

(1) 様式及び計数の審査

審査に付された実質収支に関する調書は、適法に作成されており、記載された金額は正確であると認められた。

ア 一般会計

実 質 収 支 額

(単位：千円)

歳入歳出差引額 (形式収支) A	翌年度に繰り越すべき財源 B			実質収支額 A-B
	継 続 費 通次繰越額	繰越明許費 繰 越 額	事故繰越し 繰 越 額	
1,284,436	0	0	0	1,284,436

イ 後期高齢者医療特別会計

実 質 収 支 額

(単位：千円)

歳入歳出差引額 (形式収支) A	翌年度に繰り越すべき財源 B			実質収支額 A-B
	継 続 費 通次繰越額	繰越明許費 繰 越 額	事故繰越し 繰 越 額	
13,521,383	0	0	0	13,521,383

(注) 「歳入歳出差引額(形式収支)」の額は、千円未満の端数を四捨五入した歳入総額と歳出総額の差を記載している。

(2) 繰越しの適否及び繰越財源の確認

予算の繰越しはない。

3 財産に関する調書の審査

広域連合事務局において、平成30年度中に公有財産、重要な物品及び債権の取得はなかったため、該当する財産はない。

基金のうち、後期高齢者医療療養給付費等支払準備基金は、後期高齢者医療特定期間内の財政の均衡を図るために設置されたものである。平成30年度末の現在高は、125億8,412万3,308円となっている。

財政調整基金は、被保険者証の一斉更新業務を行うための臨時的経費が2年毎に必ず発生するところ、この経費については市町村負担金に上乗せすることから、隔年で負担金が大幅に増減してしまうため、各年度の共通経費の平準化と安定した財政運営を目的として平成24年度に設置されたものである。平成30年度末の現在高は、3億1,869万4,102円となっている。

保健事業等支援基金は被保険者の健康の保持増進を目的とした保健事業等に要する費用に充てるために、平成30年度に設置されたものである。平成30年度末の現在高は3億4,553万3,365円となっている。

後期高齢者医療療養給付費等支払準備基金

(単位：円)

区 分	平成29年度末 現在高 A (H30.3.31現在)	決算年度中増減額 B		平成30年度末 現在高 A+B (H31.3.31現在)
		積立額	取崩額	
現 金	12,202,389,242	381,734,066		12,584,123,308
		6,857,901,066	△ 6,476,167,000	

財政調整基金

(単位：円)

区 分	平成29年度末 現在高 A (H30.3.31現在)	決算年度中増減額 B		平成30年度末 現在高 A+B (H31.3.31現在)
		積立額	取崩額	
現 金	862,888,559	△ 544,194,457		318,694,102
		154,750,543	△ 698,945,000	

保健事業等支援基金

(単位：円)

区 分	平成29年度末 現在高 A (H30.3.31現在)	決算年度中増減額 B		平成30年度末 現在高 A+B (H31.3.31現在)
		積立額	取崩額	
現 金	0	345,533,365		345,533,365
		345,533,365	0	

意見

平成 30 年度神奈川県後期高齢者医療広域連合一般会計・後期高齢者医療特別会計における決算審査の状況については以上のとおりである。

平成 30 年度決算に係る審査を行った結果、広域連合事務局は所管の事務事業について法令等を遵守し、全体としては適正かつ効率的に処理されていると認められた。

会計別に見ると、一般会計においては、予算総額が 40 億 3,456 万 8,000 円、歳入歳出差引残額が 12 億 8,443 万 6,160 円となった。これは、歳入については、主に国庫支出金が予算額を上回り、歳出については、事務的経費の効率的な執行に努めた結果、総務費の高齢者医療関係費等の支出が予算額を下回ったことなどにより生じたものである。

後期高齢者医療特別会計においては、予算総額が 8,986 億 3,671 万 9,000 円、歳入歳出差引残額が 135 億 2,138 万 3,183 円となった。これは、歳入については、国庫支出金等の収入額が予算額を上回ったことなど、歳出については、保険給付費等の支出額が予算額を下回ったことなどにより生じたものである。

なお、特別会計歳入において、第三者納付金及び返納金に 1 億 9,459 万 7,161 円の収入未済額が発生しているが、ここ数年の収入未済額の推移については、減少傾向にあるものの、昨年度と比較すると未済額が増加している。平成 30 年度には第三者行為求償事務の委託範囲の拡大等を実施しているが、不当利得求償についても更なる対応策の検討を行い、より一層の徴収強化を図られたい。

我が国の後期高齢者医療制度の状況として、被保険者数が年々増加しており、それに伴い医療費も今後も増大していくことが予測される。また、平成 30 年度には、国による保険料軽減特例の見直しや高額療養費の上限額の引き上げ等の制度改正が施行されており、持続可能な制度運営が図られているところである。

神奈川県においても、国と同様に今後も被保険者数及び医療費の増加が見込まれるため、財政運営については厳しい状況が継続すると考えられる。

そのような状況の中で、神奈川県後期高齢者医療広域連合としては、被保険者の方々が安心して医療サービスを受け続けることができるよう、国、県及び市町村等の関係機関との連携を図りながら、現制度の安定した運営を実施するため、今後とも積極的な歳入の確保に努めるとともに、事業の執行に当たっては限りある財源を

有効に活用し、歳入歳出両面について執行率の向上等の改善を図り、規律ある財政運営を図られたい。